

平成19年11月15日(木)開催

総務委員会会議順序

開議時刻 午前10時30分
会議室 総務委員会室

○ 開 会

1 付託事件

2 協議又は報告事項

- (1) 平成19年度12月補正予算協議額について
- (2) 平成20年度政策重点指針について
- (3) 平成20年度予算編成方針について
- (4) 全国型市場公募地方債の発行条件等について
- (5) 外郭団体以外の出資・出捐法人について
- (6) 県庁舎耐震化に係る事業評価について
- (7) 岡山県税制懇話会報告書について
- (8) 水島地区石油コンビナート総合防災訓練の実施について
- (9) チボリ・ジャパン社の平成19年度見通し等について
- (10) 損害賠償請求控訴事件の和解について
- (11) 韓国慶尚南道との交流について
- (12) 市行政区画等審議会の審議状況について
- (13) その他

○ 次回の委員会

・平成19年11月21日(水) 午前10時30分～

○ 閉 会

平成19年度12月補正予算協議額一覧表

(単位:百万円)

| 区 分 | | 既定予算額 (A) | 補正協議額 (B) | 合 計 (A)+(B) | |
|------------------|--------------------------|------------------------|------------------------|------------------------|------------------------|
| 一 般 会 計 | A 義務的経費 | (232,436) 241,324 | (67) 128 | (232,503) 241,452 | |
| | B 公 共 | 一 般 公 共 | (1,703) 42,354 | (△ 101) △ 179 | (1,602) 42,175 |
| | | 災 害 復 旧 | (252) 4,456 | () 22 | (252) 4,478 |
| | 事業費 | 国 直 轄 | (4,496) 16,272 | () 16,272 | (4,496) 16,272 |
| | C 国庫補助事業費 | (6,242) 21,315 | (△ 1) 31 | (6,241) 21,346 | |
| | D 基 準 行 政 運 営 費 | 人 件 費 | (194,146) 236,770 | () 236,770 | (194,146) 236,770 |
| | | 運 営 費 | (25,177) 30,658 | () 30,658 | (25,177) 30,658 |
| | E 単県行政施策費 | (40,036) 101,174 | (97) 4,383 | (40,133) 105,557 | |
| | 一般会計の計 | (504,488) 694,323 | (62) 4,385 | (504,550) 698,708 | |
| | 特別会計の計 | | 262,692 | 186 | 262,878 |
| 合 計 | | (504,488) 957,015 | (62) 4,571 | (504,550) 961,586 | |
| 企業会計の計 | | 14,830 | | 14,830 | |

()は一般財源

平成19年度12月補正予算協議額の内訳(一般会計)

(単位:百万円)

| 区 分 | 既定予算額 (A) | 補正協議額 (B) | 合 計 (A) + (B) |
|-----------|------------------------|-------------------|------------------------|
| 総 務 部 | (194,834) 204,794 | () | (194,834) 204,794 |
| 企 画 振 興 部 | (8,683) 17,098 | () | (8,683) 17,098 |
| 生 活 環 境 部 | (5,970) 6,580 | () | (5,970) 6,580 |
| 保 健 福 祉 部 | (77,459) 89,633 | () | (77,459) 89,633 |
| 産 業 労 働 部 | (9,271) 13,127 | (100) 5,000 | (9,371) 18,127 |
| 農 林 水 産 部 | (20,531) 51,647 | (△ 46) △ 153 | (20,485) 51,494 |
| 土 木 部 | (17,596) 91,173 | (8) △ 462 | (17,604) 90,711 |
| 警 察 本 部 | (42,239) 47,799 | () | (42,239) 47,799 |
| 教 育 委 員 会 | (124,850) 169,406 | () | (124,850) 169,406 |
| 諸 局 | (3,055) 3,066 | () | (3,055) 3,066 |
| 合 計 | (504,488) 694,323 | (62) 4,385 | (504,550) 698,708 |

()は一般財源

平成19年度

12月補正予算協議額事項別一覧表

平成19年11月15日

企画振興部

平成19年度 補正協議額一覧表

(単位:千円)

| 区 分 | | 既定予算額 (A) | 補正協議額 (B) | 合 計 (A)+(B) | |
|------------------|--------------------------|---------------|---------------|----------------|---------------|
| 一 般 会 計 | A 義務的経費 | (783,118) | () | (783,118) | |
| | | 3,045,982 | | 3,045,982 | |
| | B 公 共 事業費 | 一 般 公 共 | () | () | () |
| | | 災 害 復 旧 | () | () | () |
| | | 国 直 轄 | () | () | () |
| | C 国庫補助事業費 | (147,361) | () | (147,361) | |
| | | 926,718 | | 926,718 | |
| | D 基 準 行 政 運 営 費 | 人 件 費 | (2,767,418) | () | (2,767,418) |
| | | 運 営 費 | 2,945,305 | () | 2,945,305 |
| | E 単 県 行 政 施 策 費 | | (1,883,999) | () | (1,883,999) |
| | | 2,415,877 | | 2,415,877 | |
| | | (3,100,791) | () | (3,100,791) | |
| | 7,763,957 | | 7,763,957 | | |
| | (8,682,687) | () | (8,682,687) | | |
| | 17,097,839 | | 17,097,839 | | |
| 特別会計の計 | | 6,326,706 | 77,125 | 6,403,831 | |
| 合 計 | | (8,682,687) | () | (8,682,687) | |
| | | 23,424,545 | 77,125 | 23,501,670 | |
| 企業会計の計 | | | | | |

()は一般財源

平成 19 年度 12月補正予算協議額事項別一覧

(単位:千円)

| 分類 | 事項名 | 寄島干拓地等造成費 | |
|---------------|---|-----------|--|
| 特 | 既定予算額 | 補正協議額 | |
| | () | () | |
| | 47,526 | 77,125 | |
| 説明 | 浜山干拓地用地買戻経費 裁判上の和解を行うことに伴い、平成15年9月に共同住宅建設用地として売り払った浜山干拓地内の土地を買い戻すための経費 | | |
| 岡山県港湾整備事業特別会計 | 既定予算額 | 補正協議額 | |
| | () | () | |
| | 498,785 | 77,125 | |
| 特別会計 | 既定予算額 | 補正協議額 | |
| | () | () | |
| の計 | 6,326,706 | 77,125 | |
| 計 | 既定予算額 | 補正協議額 | |
| | (8,682,687) | () | |
| | 23,424,545 | 77,125 | |

()は一般財源

平成20年度政策重点指針について

新おかやま夢づくりプランでは、最小の費用で最大の効果を上げるような施策・事業を推進するとともに、優先的に取り組むべき喫緊の課題に対して、機動性を持ち柔軟に対応していく必要があることから、県政推進に当たっての重点的な推進方向を示すものとして、年度ごとに政策重点指針を策定することとしており、この度、平成20年度の指針を別紙のとおり策定した。

《平成20年度政策重点指針の概要》

1 基本方針

真の分権型社会の確立等に向け、「創造のための改革」をさらに推進するとともに、岡山市の政令市移行への協力や市町村への事務・権限の移譲、県政運営における透明性の一層の向上等に努める。

新プランの行動計画の推進に当たっては、「協働の県政」を基調として、諸施策を着実に進めるとともに、3つの基本戦略やそれらを横断する政策についての重点的な推進方向を示し、「選択と集中」の観点から施策・事業の重点化を図る。

2 基本戦略ごとの政策の推進

(1) 「教育と人づくりの岡山」の創造

子どもを健やかに生み育てる環境づくりと将来を担う人づくり

(2) 「安全・安心の岡山」の創造

子どもや高齢者等が安全で安心して暮らせる地域社会づくり

(3) 「産業と交流の岡山」の創造

海外を視野に入れた産業の振興と交流の推進

3 地方分権改革及び横断的政策の推進

(1) 地方分権型行政システムの確立

(2) 誰もが活躍できる多様な機会を提供する社会づくり

(3) 地域の特色ある資源等を生かしたまちづくり・むらづくり

(4) 岡山からの情報発信と拠点性の向上

平成20年度政策重点指針

平成19年11月15日
岡 山 県

本県では、「快適生活県おかやま」の実現に向けて、目指すべき将来像や数値目標を掲げた県の行動計画である「新おかやま夢づくりプラン」を策定し、自立と協働を基本としながら、個性豊かで活力ある地域づくりを進めている。

一方、県の財政は、今後も巨額の収支不足が続くことが見込まれる危機的な状況にあり、今まで以上に限られた財源を有効に配分し、社会経済情勢の変化や県民ニーズ等に的確に対応していくことが強く求められている。

このため、最小の費用で最大の効果を上げるような施策・事業を推進するとともに、優先的に取り組むべき喫緊の課題に対して、機動性を持ち柔軟に対応していくことが必要である。

こうしたことから、新プランでは、県政推進に当たっての重点的な推進方向を示すものとして、年度ごとに政策重点指針を策定することとしており、ここに平成20年度の指針を示すものである。

1 基本方針

地方分権改革に向けた取組が大きな展開を見せる中、自己決定・自己責任を原則とする真の分権型社会の確立と、その究極の姿といえる道州制の導入に向けて、国と地方の役割分担を抜本的に見直し、新しい「国のかたち」をつくるという観点も踏まえ、既成の枠組みや固定的な発想にとらわれることなく、事務・事業の大胆な見直しを行い、「創造のための改革」をさらに推進する。

平成21年4月の政令指定都市移行を目指す岡山市の取組に対し、県民・市民の視点に立って、その円滑な移行に協力するとともに、県と市町村の関係全般においても、適切な役割分担の下、市町村への事務・権限の移譲を進め、住民に最も身近な基礎自治体としての自立力の向上を図る。

このように地方の自立力向上が求められる中、談合、虚偽報告、不当表示といった行政に関係する不祥事が全国各地で続発していることから、県政運営における説明責任や透明性の一層の向上に努めるとともに、市町村も含め社会全体の法令遵守意識の醸成を図る。

新プランの行動計画の推進に当たっては、「協働の県政」を基調として、それぞれの戦略プログラムに掲げる夢づくり協働指標の目標達成等に向け、引き続き諸施策を着実に進めていくことはもとより、過疎化・高齢化が進行し、集落機能の低下等が生じつつある中山間地域の活性化対策、団塊世代をはじめとした人々のライフスタイルの多様化への対応といった喫緊の課題に対しては、部局の枠を超えた総合行政を戦略的に推進する。

新プランの3つの基本戦略を踏まえた重点的な推進方向として、「子どもを健やかに生み育てる環境づくりと将来を担う人づくり」、「子どもや高齢者等が安全で安心して暮らせる地域社会づくり」及び「海外を視野に入れた産業の振興と交流の推進」を強力に進めていく。

さらに、基本戦略を横断する重点的な政策課題として、「誰もが活躍できる多様な機会を提供する社会づくり」、「地域の特色ある資源等を生かしたまちづくり・むらづくり」及び「岡山からの情報発信と拠点性の向上」に適切に対応する。

以上のような考えに基づき、施策・事業の重点化を図り、「選択と集中」の観点から、財源についても従来の枠にとらわれることなく、重点的に配分する。

2 基本戦略ごとの政策の推進

(1) 「教育と人づくりの岡山」の創造

子どもを健やかに生み育てる環境づくりと将来を担う人づくり

少子化傾向が続く一方で、非行や生活習慣の乱れ、いじめ、不登校、児童虐待など、子どもたちを取り巻く状況は深刻化している。このため、子育てと仕事の両立支援や子育て家庭の育児不安解消への取組等を通じ、家庭や地域で安心して子どもを健やかに生み育てる環境の整備を進めるとともに、児童虐待防止対策については、関係機関、関係団体等と連携しながら、強力に取組を進める。また、学校教育への関心が高まる中、子どもの学習意欲を高め、確かな学力の向上を図るとともに、豊かな心の育成を進めるなど、これからの岡山を担う人材の育成に向けた取組を積極的に推進する。

さらに、発達障害児への早期支援体制や児童数が急増している特別支援教育を充実させるなど、障害児を総合的に支援する施策を推進する。

<重点化する施策・事業>

○子育て支援のための施策

○確かな学力の向上と豊かな心の育成を図る施策や特別支援教育の推進

(2) 「安全・安心の岡山」の創造

子どもや高齢者等が安全で安心して暮らせる地域社会づくり

犯罪や事故がなく、保健・医療サービスが充実し、災害に強い「安全・安心」が確保された社会は人々の生活にとって不可欠の基盤である。このため、子どもや高齢者の犯罪被害等の未然防止のための取組を強化するとともに、高齢者や障害者等への医療や介護サービス等の安定的な提供に努めるなど、すべての人が安全で安心して暮らせる地域社会づくりに取り組む。また、学校施設等の耐震化対策を優先的に実施するとともに、近年の気象状況の変化等に対応した防災基盤の整備や防災対策、橋梁等老朽化が進む社会資本の長寿命化対策を進める。

加えて、人類共通の最重要課題である地球温暖化対策について、県民あげた取組を推進・強化する。

<重点化する施策・事業>

○子どもや高齢者、障害者の地域や家庭での安全・安心な暮らしを確保するための施策

○防災基盤の整備や橋梁等社会資本の長寿命化の推進、学校施設等の耐震化を進めるための施策

○地球温暖化を防止するための施策

(3) 「産業と交流の岡山」の創造

海外を視野に入れた産業の振興と交流の推進

産業が活力に満ち、交流が活発に行われる岡山づくりのためには、首都圏をはじめとした国内はもとより、海外を視野に入れた競争力ある産業を育成するとともに、岡山ならではの魅力を高めていくことが重要である。このため、産学官連携により新製品・新技術を生み出す産業クラスターの形成、産業を支える優秀な人材の育成、中小企業の新たな市場開拓や生産性の向上に対する支援など力強いものづくり産業の振興、新規就農者や企業参入も含めた力強い経営体の確保・育成、高品質な農林水産物の生産振興とブランド化など攻めの農政を推進するとともに、地域観光資源の魅力向上や効果的な情報発信等による誘客の促進と交流人口の拡大を図る。

<重点化する施策・事業>

- 産業クラスターの育成を図り、新産業の創出を促す施策
- 中小企業の競争力を強化し、グローバル化を進めるための施策
- 農林水産業の担い手の確保・育成や、高品質な農林水産物の生産振興を推進するための施策
- 地域観光資源の魅力向上や効果的な情報発信等による誘客の促進等を図るための施策

3 地方分権改革及び横断的政策の推進

(1) 地方分権型行政システムの確立

地方の活力なくして国の発展はないことから、第二期地方分権改革の進展に合わせ、的確な対応を行うための体制整備を図りながら、国等に対して地方への権限・事務の移譲、地方税財源の充実等を積極的に提案するとともに、さらなる行財政改革と「協働の県政」の推進に取り組む。さらには、地方分権改革の究極の姿といえる道州制の導入に向けて先導的な役割を果たすとともに、中四国州実現に向けた気運の醸成等に努める。

<重点化する施策・事業>

- 地方分権改革の推進と道州制・中四国州の実現に向けた施策

(2) 誰もが活躍できる多様な機会を提供する社会づくり

ボランティア・NPO活動の支援、コミュニティビジネスの立ち上げ支援や、社会人の学び直しの機会の提供などを通じ、多様な主体が地域づくり活動に参加しやすい環境づくりを進めること等により、高齢者、団塊世代をはじめ、世代を超えてすべての人がその個性に応じて元気に活躍する多様な機会を提供する複線型社会づくりを推進する。

<重点化する施策・事業>

- 団塊世代や高齢者等の就労や社会活動参加を支援するための施策

(3) 地域の特色ある資源等を生かしたまちづくり・むらづくり

農山漁村と都市部との交流や企業との連携、さらには地域内での連携強化等を通じ、中山間地域をはじめとした地域活性化の新たな展開を図るため、歴史・文化や自然環境、特産品といった地域の特色ある資源を生かすとともに、中山間地域においては遊休農地等の積極的な利活用を推進するなど、地域に即した活性化策により、県内各地域の個性がきらめき、夢が広がるまちづくり・むらづくりを進める。

<重点化する施策・事業>

- 限界集落対策をはじめとした中山間地域の活性化のための施策

(4) 岡山からの情報発信と拠点性の向上

中四国の拠点としてグローバルに発展する岡山を目指し、岡山の魅力を高める地域づくりや拠点性を高める基盤整備を進めるとともに、国際会議、全国会議等を通じた岡山からの情報発信を推進する。

<重点化する施策・事業>

- 瀬戸大橋開通20周年記念事業、全国都市緑化フェアの開催
- 国民文化祭に向けて岡山発の文化を育て、全国に発信するための施策

総務委員会資料（Ⅱ）

- 平成20年度予算編成方針について P 1
- 全国型市場公募地方債の発行条件等について P 7
- 外郭団体以外の出資・出捐法人について P 8
- 県庁舎耐震化に係る事業評価について P 12
- 岡山県税制懇話会報告書について P 24
- 水島地区石油コンビナート総合防災訓練の実施について ... P 26

平成19年11月15日

総 務 部

平成20年度予算編成方針の骨子

基本方針

- 厳しい財政状況を踏まえ、改訂第3次行財政改革大綱に掲げた目標値を達成するよう、着実な歳出削減を行う。
- 事業の「選択と集中」をより一層加速させ、今後の本県の発展にとって必要性・緊急性の高い施策は積極的に推進し、21世紀の夢と希望にあふれる「快適生活県おかやま」を実現していく。

予算要求基準

以下のとおり要求基準を定めるが、国の予算編成や地方財政措置等の動向により、再度通知し直すこともある。

- **義務的経費** 過去の執行実績を踏まえて、現行の見積もり方法を精査するなど、必要最小限の所要見込額とすること。
- **公共事業等（補助公共事業・単独公共事業）**
補助・単独公共事業を合わせた地方負担額（県債＋一般財源）ベースで平成19年度当初予算額の90%以内とする。
- **一般施策** 一般財源ベースで平成19年度当初予算額の92%を要求上限額とするが、要求に当たっては、制度的・固定的な経費など、これまで削減が困難と考えられてきた経費等を含め、必要性や緊急性を踏まえ、聖域無く徹底した点検を行い、適切に見直しを行った上で要求を認めることとする。
ただし、「平成20年度政策重点指針」に基づく重点化事業等、県政の推進において特に必要な事業については、要求上限にかかわらず、財政当局と協議調整を行った上でその要求を認めることとする。
- **維持管理経費** 従来の見積もり方法を厳しく検証するなど、再度、経費の徹底した節減を図ることとし、原則として一般財源ベースで平成19年度当初予算額の97%以内とする。

その他

これまでの行財政改革の取組効果を維持し、更なる歳出削減に努めるとともに、10月に示した歳入確保に向けた取組方針に基づき、歳入確保対策に最大限努力すること。

各 部（局）長
教 育 長
警 察 本 部 長 殿
公 営 企 業 管 理 者

総 務 部 長

平成20年度予算の編成について（依命通達）

本県財政は、平成16年度に大幅な地方交付税の削減が行われ、その後も地方財政計画における歳出が全体として抑制され、結果として地方一般財源総額の抑制傾向が続いていることから、これまでの歳出削減の努力等にもかかわらず、一層厳しい状況となり、また、「新地方行革指針」が示されたこともあわせ踏まえ、財政健全化に向けたさらなる方策を盛り込んだ改訂第3次行財政改革大綱を策定したところである。

本年8月に試算した当面の財政見通しによれば、改訂大綱による効果などにより、収支が改善の方向にはあるものの、20年度の歳入歳出の差引収支はマイナス346億円となり、給与カットによる人件費削減効果額及び行政改革推進債の発行効果額を踏まえた後で、収支不足額が180億円と見込まれる。また、21年度では差引収支が255億円となり、給与カットによる人件費削減効果額等を踏まえた後で、収支不足額が96億円と見込まれるなど、引き続き厳しい財政状況が続く見込みとなっている。

本年6月には、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が公布され、19年度決算から新たな指標の公表が義務づけられ、20年度決算からは、基準を上回る団体は財政健全化計画・財政再生計画を策定し公表することとされている。また、今年度から、本県においても全国型市場公募債を発行することとなり、これまで以上に、財政状況をオープンにしながら、財政健全化に向け一層の取組を行うことが必要となっている。

このような状況の中、平成20年度予算編成においては、改訂大綱に掲げた目標値を達成するよう着実な歳出削減を行う一方で、「平成20年度政策重点指針」に基づき、事業の「選択と集中」をより一層加速させることにより、今後の本県の発展にとって必要性・緊急性の高い施策を積極的に推進し、21世紀の夢と希望にあふれる「快適生活県おかやま」を実現していくこととしている。

以上のような基本認識を踏まえ、平成20年度予算編成については、次の事項に留意のうえ、適正な予算要求を行うよう命により通知する。

記

1 全般的事項

- (1) 年間総合予算を編成するものとする。
- (2) 改訂第3次行財政改革大綱に沿った予算要求を行うこと。
- (3) 「新おかやま夢づくりプラン」を推進し、「快適生活県おかやま」を実現していくため、「平成20年度政策重点指針」に基づき、必要性・緊急性の高い施策について、既存事業の整理・見直しを図りながら積極的に取り組むこと。
- (4) 現場の声や発想を素早く反映させるなど、スピード感のある県政の推進に努めるとともに、「人の和」、「県民力」を各種施策に活かし、多様な主体の協働による豊かな地域づくりに向け、あらゆる分野において協働の取組を積極的に推進すること。
また、ユニバーサルデザインに配慮した施策の企画・立案に努めること。
- (5) 昨年度実施した事務事業の総点検を踏まえ、その見直し内容を予算に反映させること。
- (6) 機動的かつ効率的な予算執行を図るため、既存事業について、事業内容や事業目的が類似しているものや、連動することによってより事業効果が高まると考えられるものについては、積極的に統合を図ること。
- (7) これまでの行財政改革の取組効果を維持し、更なる歳出削減に努めるとともに、先月示した歳入確保に向けた取組方針に基づき、歳入確保対策に最大限努力することにより、当面見込まれる収支不足の縮減に向け全力で取り組むこと。
- (8) 予算要求に当たっては、国の動向等、情報を的確に把握し、過大・過小に見積もることなく適正な要求に努めること。
- (9) 今後、国の予算編成及び地方財政措置等が明らかになるのに合わせ、適時適切な対応が必要になると見込まれることから、改めて通知することも考えられるので留意すること。

2 歳入に関する事項

- (1) 県税については、課税客体の完全把握と収入率の向上に努めることとし、今後における経済動向、地方税制の改正及び過去の実績等を踏まえ、的確な収入見込額を算定すること。
- (2) 地方交付税については、国の動向を見極めつつ、地方財政計画等に基づき、的確に算定すること。
- (3) 県債については、引き続き発行総額の抑制を図るとともに、後年度への財政負担に十分配慮しつつ、必要な起債額の確保を図ること。
- (4) 国庫支出金については、国の動向を十分把握するとともに、本県の実情に即して事業の緊急度、効果を検討し、真に行政効果があるものについてのみ受け入れることとし、確実な収入見込額を計上すること。
- (5) 使用料、手数料については、受益者負担の適正化の観点から一層の適正化を図

ること。

- (6) 財産収入については、来年度以降も見込まれる多額の収支不足の縮減のため、歳入確保に向けた取組方針に基づき、処分可能な財産、物品等については積極的に整理するとともに、貸付等、資産の有効活用を進めることにより、収入の確保に努めること。
- (7) 分担金、負担金については、受益の程度等を考慮して、負担の適正化を図ること。
- (8) 諸収入及びその他の収入については、積極的に収入の確保に努めるとともに的確な見積もりを行うこと。
- (9) 県税、公営住宅使用料、中小企業高度化資金貸付金等に係る過年度未収金については、整理計画を立て、その完全回収に努めるとともに的確な見積もりを行うこと。

3 歳出に関する事項

- (1) 改訂第3次行財政改革大綱を踏まえ、事業区分ごとに次の基準により要求すること。

ア 義務的経費

過去の執行実績を踏まえて、現行の見積もり方法を精査するなど、必要最小限の所要見込額とする。

イ 公共事業等（補助公共事業・単独公共事業）

補助・単独公共事業を合わせた地方負担額（県債＋一般財源）ベースで、平成19年度当初予算額の90%以内とする。

ウ 一般施策

一般財源ベースで平成19年度当初予算額の92%を要求上限額とするが、要求に当たっては、制度的・固定的な経費など、これまで削減が困難と考えられてきた経費等を含め、必要性や緊急性を踏まえ、聖域無く徹底した点検を行い、適切に見直しを行った上で要求を認めることとする。

ただし、「平成20年度政策重点指針」に基づく重点化事業等、県政の推進において特に必要な事業については、要求上限にかかわらず、財政当局と協議調整を行った上でその要求を認めることとする。

エ 維持管理経費

従来の見積もり方法を厳しく検証するなど、再度、経費の徹底した節減を図ることとし、原則として一般財源ベースで平成19年度当初予算額の97%以内とする。

- (2) 「平成20年度政策重点指針」を踏まえ、「新おかやま夢づくりプラン」を戦略的・重点的に推進するための重点化事業等については、積極的に取り組むこと。

また、各部局の関連施策事業を相互に把握するなど、部局間連携を図ること。

- (3) 上記要求基準に併せ、各予算分類ごとに次に留意のうえ要求を行うこと。

ア A項（義務的経費）については、必要最小限の所要見込額とすること。

イ B項（公共事業費）については、事業の緊急度、投資効果、地方負担額の状況、

認証見込額等を勘案のうえ、見積もること。

ウ C項（国庫補助事業）については、国の予算編成等の動向に留意しながら、特に次の点に留意すること。

- ・ 新規事業はもとより、継続事業についても、事業の必要度、緊急度を十分検討のうえ、安易に受け入れることなく真に行政効果があるものに限定すること。
- ・ 補助率の変更等による任意の県費つぎ足しなどは行わないこと。
また、補助事業に係る超過負担についてはその解消について特段の努力を払うこと。

エ D項（基準行政運営費）については、次に留意して的確な見積もりを行うこと。

- ・ 人件費については、組織の簡素化、職員数削減など行財政改革の取組に応じ必要最小限を見積もること。
なお、給与費の算定及び上記に関連する事項については、別途指示するところによること。
- ・ 行政運営費については、あらゆる創意と工夫をこらし、消耗品や備品費、賃金など事務関係経費の節減に最大限の努力を払うものとし、必要最小限の要求を行うこと。
- ・ 外郭団体等への委託料・補助金等については、各団体の決算内容や賃金・物価の水準を踏まえたうえで特に精査すること。なお、D項以外の委託料・補助金等についても同様とする。

オ E項（単県行政施策費）については、次の点に留意すること。

- ・ 補助金については、行政の守備範囲を明確にし、公共性、必要性、行政効果等を検討し、廃止、縮小、統合・メニュー化、融資制度への切替え等、整理合理化を積極的に進めること。
また、県単独の上乗せ補助金については、必要性・緊急性を厳密に審査し、積極的に廃止、縮小等を検討すること。
- ・ 負担金については、特に法的根拠に留意することとし、根拠が乏しいものや必要性が薄れたものについては廃止・縮減を図ること。
- ・ 県単独の公共施設の整備については、事業進度を的確に把握し、緊急度の高いものに限定すること。
- ・ 貸付金については、行政効果等を検討し、真にやむを得ないものに限定するとともに貸付条件についても再検討すること。

(4) 大規模施設建設事業評価システム及び公共事業事前評価システムの対象事業については、各々の評価制度に基づく評価結果に従い、適切に要求すること。

4 債務負担行為に関する事項

債務負担行為の設定に当たっては、その内容や将来の財政負担を十分検討したうえで、真に必要なものに限定すること。

5 特別会計、企業会計に関する事項

特別会計、企業会計予算については、20年度決算からすべての会計が「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づく新たな指標の対象となることから、各会計の健全運営にこれまで以上に十分留意し、また一般会計との経費負担区分の明確化を図ったうえで一般会計に準じて編成するものとし、経営の簡素合理化、効率化に一層努めるとともに、受益者負担の均衡を図るうえからも料金等の適正化を検討すること。

6 その他

歳入歳出予算見積書等の予算要求書類は、別途定める日までに提出すること。

全国型市場公募地方債の発行条件等について

本県では、全国型市場公募地方債を本年11月30日に初めて発行することとしているが、その発行条件が11月7日に決定したので報告する。

1 発行条件

- (1) 利 率 1. 7 2 %
- (2) 発行価格 9 9 円 9 7 銭
- (3) 応募者利回り 1. 7 2 3 %

2 発行条件の水準

(11月に条件決定された地方債の状況)

(単位:%)

| | 埼玉県 | 静岡県 | 群馬県 | 兵庫県 | 浜松市 | 大阪府 | 大阪市 |
|------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 条件決定日 | 11月2日 | 11月2日 | 11月2日 | 11月2日 | 11月2日 | 11月5日 | 11月5日 |
| 応募者利回り(単利) | 1.812 | 1.812 | 1.760 | 1.760 | 1.812 | 1.730 | 1.738 |
| 国債との利回り差 | 0.145 | 0.145 | 0.145 | 0.145 | 0.145 | 0.152 | 0.160 |

| | 共同 発行債 | 新潟県 | 岡山県 | 福岡県※ | 神戸市 | 北海道 |
|------------|-----------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 条件決定日 | 11月6日 | 11月7日 | 11月7日 | 11月7日 | 11月7日 | 11月9日 |
| 応募者利回り(単利) | 1.722 | 1.723 | 1.723 | 1.722 | 1.748 | 1.705 |
| 国債との利回り差 | 0.135 | 0.145 | 0.145 | 0.130 | 0.155 | 0.161 |

※福岡県の償還期間は9年10か月

3 その他の発行概要

- ・発行額 100億円
- ・期 間 10年(満期一括償還)
- ・募集期間 平成19年11月7日(水)から11月19日(月)
- ・発行日 平成19年11月30日(金)
- ・利払い日 毎年5月30日、11月30日の年2回
(当日が銀行休業日に当たる場合はその前営業日)

外郭団体以外の出資・出捐法人について

1 公表の趣旨

平成11年5月に制定した「岡山県外郭団体の設立及び運営指導に関する指針」第11条において、「県が出資又は出捐している法人のうち、外郭団体に該当しない法人については、県との関連の度合に応じ、必要な範囲内において、外郭団体に準じて指導及び調整を行うものとする。」こととしており、平成13年度から、当該法人の協力の下、法人の概要や決算の概要について公表を行っている。

2 外郭団体以外の出資・出捐法人の数

62法人

(平成19年4月現在：一覧表(県内・県外)のとおり)

〈内訳〉

(1) 県内 18法人

・昨年度と比べ、法人数の増減はない。

(2) 県外 44法人

・昨年度と比べ、1法人が解散により減となっている。

((株)全国液卵公社)

3 今後の取組等

これまでも、外郭団体以外の出資・出捐法人の概要や決算の概要については、県のホームページに登載し、県民に情報提供しているが、今後とも適切な情報提供を行っていく。

外郭団体以外の出資・出捐法人一覧表(県内)

(H19. 4. 1現在)

| 団体名 | 所管課 代表者名 | 設置年 | 事業概要 | 資本金、基本金等(千円) | | | 平成18年度決算(千円) | |
|----------------------|---------------------------|---------|-----------------------------|--------------|---------|--------|---------------------|---------------------|
| | | | | 総額 | 県出資(捐)額 | 出資率(%) | 当期利益 (当期正味財産増加額) | 累積剰余金 (正味財産－基本金) |
| 1 山陽放送(株) | 知事室 公聴広報課 大倉徹彦 | S28. 4 | 放送法による一般放送 | 300,000 | 30,000 | 10.0 | 352,388 | 14,779,133 |
| 2 岡山放送(株) | 知事室 公聴広報課 須賀勝彌 | S43. 3 | 放送法による一般放送 | 300,000 | 12,000 | 4.0 | 395,881 | 10,668,599 |
| 3 テレビせとうち(株) | 知事室 公聴広報課 砂田治男 | S59. 10 | 放送法による一般放送 | 1,600,000 | 64,000 | 4.0 | 352,311 | 1,211,579 |
| 4 岡山エフエム放送(株) | 知事室 公聴広報課 松岡俊郎 | H10. 4 | 放送法による一般放送 | 1,000,000 | 100,000 | 10.0 | 14,558 | △ 660,747 |
| 5 水島臨海鉄道(株) | 生活環境部 交通対策課 古市健三 | S45. 2 | 鉄道事業法による貨物及び旅客の輸送等 | 850,000 | 100,000 | 11.8 | 2,778 | 727,816 |
| 6 水島エコワークス(株) | 生活環境部 循環型社会推進課 岸田修一 | H14. 1 | 資源循環型廃棄物処理施設の整備運営(倉敷市PFI事業) | 2,300,000 | 230,000 | 10.0 | 287,422 | 153,261 |
| 7 (財)岡山県国民年金福祉協会 | 保健福祉部 保健福祉課 谷本 巖 | S49. 12 | 国民年金健康保養センター「しもつい」の受託経営等 | 3,000 | 500 | 16.7 | 391 | 33,805 |
| 8 (財)岡山県臓器バンク | 保健福祉部 医薬安全課 折田薫三 | H 1. 12 | 臓器移植に関する知識の普及啓発 | 105,000 | 10,000 | 9.5 | △ 1,605 | 15,271 |
| 9 (財)岡山県アイバンク | 保健福祉部 医薬安全課 松尾信彦 | H 5. 2 | 献眼者の募集及び登録等 | 110,000 | 20,000 | 18.2 | 4,623 | 23,102 |
| 10 (財)岡山経済研究所 | 産業労働部 産業企画課 永島 旭 | S52. 9 | 地域経済、産業及び企業経営に関する調査研究 | 404,600 | 100,000 | 24.7 | 1,217 | 22,946 |
| 11 (株)岡山ステーションセンター | 産業労働部 産業企画課 高橋 司 | S47. 4 | 鉄道の旅客駅の施設の管理及びサービス施設の運営 | 300,000 | 50,000 | 16.7 | 303,284 | 2,039,797 |
| 12 (株)岡山会館 | 産業労働部 産業企画課 赤澤日出樹 | S29. 2 | 建物の建設及びその管理並びに一般商品等の販売 | 200,000 | 100 | 0.1 | — | — |
| 13 (財)井笠地域地場産業振興センター | 産業労働部 産業振興課 瀧本豊文 | S56. 8 | 地場産業に関する新製品又は新技術の開発研究及び試作等 | 30,000 | 1,000 | 3.3 | △ 1,630 | 569,394 |
| 14 (株)トマト銀行 | 産業労働部 経営支援課 中川隆進 | S 6. 11 | 銀行法に基づく銀行業務 | 26,950,591 | 498,960 | 1.9 | △ 1,493,190 | 18,454,975 |
| 15 ヒルゼン観光(株) | 産業労働部 観光物産課 三宅廣是 | S33. 3 | 蒜山地域の観光旅館、食堂その他の建設・運営 | 45,000 | 2,500 | 5.6 | △ 78,714 | △ 583,053 |
| 16 (財)寒風陶芸の里 | 産業労働部 観光物産課 東原和郎 | S54. 12 | 寒風陶芸会館(瀬戸内市有)の管理運営 | 50,500 | 12,500 | 24.8 | 593 | 27,553 |
| 17 (社)岡山県農業開発研究所 | 農林水産部 農政企画課 村上進通 | S61. 12 | 地域開発、農林水産資源の開発利用等の調査研究 | 378,000 | 50,000 | 13.2 | △ 1,697 | 336,139 |
| 18 岡山港埠頭開発(株) | 土木部 港湾課 高谷茂男 | S42. 6 | 岡山港の船舶乗組員等の福利施設の設置・運営管理等 | 22,000 | 4,000 | 18.2 | 1,319 | 7,214 |

外郭団体以外の出資・出捐法人一覧表(県外)

(H19. 4. 1現在)

| 団体名 | 所管課 | 設置年 | 事業概要 | 資本金、基本金等(千円) | | | 平成18年度決算(千円) | |
|---------------------|----------------------------|---------|-------------------------------|---------------|-----------|--------|---------------------|---------------------|
| | 所在地 | | | 総額 | 県出資(捐)額 | 出資率(%) | 当期利益 (当期正味財産増加額) | 累積剰余金 (正味財産-基本金) |
| 1 (株)NHKちゅうごくソフトプラン | 知事室 公聴広報課 広島市 | H 2. 10 | NHKの委託による放送番組の制作等 | 50,000 | 1,000 | 2.0 | 19,643 | 100,196 |
| 2 (財)都道府県会館 | 総務部 総務学事課 東京都 | S23. 9 | 都道府県会館の経営等 | 96,418,409 | 1,721,635 | 1.8 | △ 1,020,102 | 17,139,524 |
| 3 (財)地方公務員等ライフプラン協会 | 総務部 人事課 東京都 | H 2. 2 | 地方公務員等に対する生涯設計の支援等 | 1,660,000 | 2,000 | 0.1 | 16,650 | 1,297,605 |
| 4 (財)地方公務員安全衛生推進協会 | 総務部 人事課 東京都 | H 3. 3 | 地方公務員の安全衛生に関するノウハウの開発提供等 | 124,000 | 2,000 | 1.6 | 57,797 | 5,356,845 |
| 5 (株)日本宝くじシステム | 総務部 財政課 東京都 | H 4. 5 | 数字選択式宝くじの研究開発等 | 128,000 | 2,000 | 1.6 | 273 | 81,654 |
| 6 (株)みずほフィナンシャルグループ | 総務部 管財課 東京都 | H15. 1 | 銀行持株会社及び長期信用銀行持株会社 | 1,540,965,000 | 355 | 0.0 | 1,239,710,000 | 1,637,467,000 |
| 7 (株)ピー・エス三菱 | 総務部 管財課 東京都 | S27. 3 | プレストレスト・コンクリート等の設計施工等 | 4,218,500 | 7,986 | 0.2 | △ 9,800,000 | 12,481 |
| 8 (財)消防試験研究センター | 総務部 消防保安課 東京都 | S59. 10 | 消防に関する各種資格及び試験等に関する調査研究等 | 3,030,000 | 1,000 | 0.0 | 62,908 | 2,574,898 |
| 9 (財)救急振興財団 | 総務部 消防保安課 東京都 | H 3. 5 | 救急隊員に対する高度な教育訓練の実施等 | 2,000,000 | 39,000 | 2.0 | △ 302,807 | 22,919,438 |
| 10 総合研究開発機構 | 企画振興部 企画振興課 東京都 | S49. 3 | 研究開発事業等 | 20,730,500 | 89,000 | 0.4 | 78,591 | 11,528,467 |
| 11 (財)地域総合整備財団 | 企画振興部 地域振興課 東京都 | S63. 12 | 地域総合整備資金貸付(ふるさと融資)の審査、貸付等 | 10,500,000 | 150,000 | 1.4 | 156,029 | 1,242,272 |
| 12 (財)地域活性化センター | 企画振興部 地域振興課 東京都 | S60. 10 | 地域社会の活性化に関する諸情報の収集及び提供等 | 2,730,830 | 5,000 | 0.2 | △ 52,505 | 1,664,237 |
| 13 (財)地方自治情報センター | 企画振興部 情報政策課 東京都 | S45. 5 | 地方公共団体における電子計算組織による情報処理の推進等 | 520,000 | 2,000 | 0.4 | 282,919 | 2,667,788 |
| 14 智頭急行(株) | 生活環境部 交通対策課 鳥取市 | S61. 5 | 地方鉄道事業 | 450,000 | 36,450 | 8.1 | 373,075 | 2,572,000 |
| 15 交通エコロジー・モビリティ財団 | 生活環境部 交通対策課 東京都 | H 6. 9 | 高齢者及び障害者等の円滑な公共交通機関の利用に対する支援等 | 14,901,571 | 5,000 | 0.0 | 1,281,153 | 2,297,566 |
| 16 (財)産業廃棄物処理事業振興財団 | 生活環境部 循環型社会推進課 東京都 | H 4. 12 | 産業廃棄物の処理施設の整備に必要な資金の融通の円滑化等 | 31,165,902 | 50,000 | 0.2 | △ 334,323 | 12,634,288 |
| 17 (学)自治医科大学 | 保健福祉部 施設指導課 東京都 | S47. 2 | へき地等の医療の確保及び向上のための医師の養成 | 166,514,581 | 198,000 | 0.1 | △ 4,594,490 | △ 16,076,399 |
| 18 大阪中小企業投資育成(株) | 産業労働部 産業振興課 大阪市 | S38. 11 | 中小企業に対する投資等 | 6,822,000 | 20,000 | 0.3 | 1,468,068 | 32,652,671 |
| 19 (財)日本立地センター | 産業労働部 企業立地・物流推進課 東京都 | S37. 1 | 産業立地等に係る研究等 | 3,021,508 | 17,500 | 0.6 | 102,337 | 587,889 |
| 20 (財)全日本地域研究交流協会 | 産業労働部 産業振興課 東京都 | H 4. 6 | 全国各地域で行われる基礎研究等の推進に係る調査研究等 | 700,000 | 50,000 | 7.1 | 490 | 19,400 |
| 21 (財)伝統的工芸品産業振興協会 | 産業労働部 観光物産課 東京都 | S50. 6 | 伝統的工芸品の製造の事業に関する経営の改善及び合理化等 | 778,015 | 6,000 | 0.8 | △ 14,355 | 46,028 |
| 22 (独)雇用・能力開発機構 | 産業労働部 労政・雇用対策課 横浜市 | H16. 3 | 雇用開発、職業能力開発及び勤労者財産形成促進に関する業務 | 789,286,448 | 504 | 0.0 | 29,605,158 | △ 3,185,217 |

| 団体名 | 所管課 | 設置年 | 事業概要 | 資本金、基本金等(千円) | | | 平成18年度決算(千円) | | |
|-----|---------------------|---------------------|---------|-------------------------------|---------------|------------|-----------------|-----------------|-------------|
| | 所在地 | | | 総額 | 県出資(捐)額 | 出資率(%) | 当期利益(当期正味財産増加額) | 累積剰余金(正味財産一基本金) | |
| 23 | (社)全国鶏卵価格安定基金 | 農林水産部 畜産課 東京都 | S41. 9 | 鶏卵価格の変動により生ずる鶏卵生産者の損失の補填等 | 967,000 | 4,000 | 0.4 | 3,360,898 | 7,646,817 |
| 24 | (社)全日本卵価安定基金 | 農林水産部 畜産課 東京都 | S44. 3 | 鶏卵価格の変動により生ずる鶏卵生産者の損失の補填等 | 1,101,100 | 4,000 | 0.4 | 6,043,963 | 14,108,387 |
| 25 | (社)家畜改良事業団 | 農林水産部 畜産課 東京都 | S46. 8 | 優良家畜の効率的な作出利用等 | 6,447,400 | 9,900 | 0.2 | 514,330 | 2,549,964 |
| 26 | (社)日本草地畜産種子協会 | 農林水産部 畜産課 東京都 | H12. 12 | 飼料作物種子の品質証明に関する事業等 | 13,400 | 200 | 1.5 | △ 544,977 | 805,948 |
| 27 | (社)日本食肉格付協会 | 農林水産部 畜産課 東京都 | S50. 2 | 牛及び豚の枝肉格付事業等 | 4,404,000 | 3,000 | 0.1 | 22,149 | 420,307 |
| 28 | (財)漁港漁場漁村技術研究所 | 農林水産部 水産課 東京都 | S57. 9 | 漁港の建設及び漁村の整備に関する調査等 | 300,000 | 500 | 0.2 | △ 19,279 | 145,770 |
| 29 | (独)農林漁業信用基金 | 農林水産部 林政課 東京都 | H15. 10 | 林業者等の経営改善資金の借入の債務保証等 | 49,254,484 | 74,910 | 0.2 | 1,145,493 | 2,782,318 |
| 30 | (独)日本高速道路保有・債務返済機構 | 土木部 監理課 東京都 | H17. 10 | 高速道路に係る資産の保有・貸付及び承継債務の返済等 | 4,596,574,543 | 51,127,459 | 1.1 | 384,374,607 | 436,152,631 |
| 31 | 本州四国連絡高速道路(株) | 土木部 監理課 神戸市 | H17. 10 | 本州と四国を連絡する道路の新設、改築、維持、修繕等 | 8,000,000 | 343,962 | 4.3 | 1,221,810 | 2,189,441 |
| 32 | (財)建設業情報管理センター | 土木部 監理課 東京都 | S62. 4 | 建設業許可情報をデータベースに登録・管理及び行政庁に提供 | 800,000 | 7,740 | 1.0 | △ 36,387 | 3,198,332 |
| 33 | (財)ダム技術センター | 土木部 河川課 東京都 | S57. 9 | ダム事業に関する技術協力に係る業務の受託等 | 240,000 | 2,600 | 1.1 | 46,584 | 1,364,463 |
| 34 | (財)河川情報センター | 土木部 河川課 東京都 | S60. 10 | 河川・流域情報の収集、処理・加工等に関する調査研究等 | 520,000 | 10,000 | 1.9 | 237,370 | 3,032,920 |
| 35 | (財)リバーフロント整備センター | 土木部 河川課 東京都 | S62. 9 | 水辺空間のあり方に関する調査研究等 | 542,300 | 2,500 | 0.5 | 145,125 | 1,891,381 |
| 36 | (財)砂防フロンティア整備推進機構 | 土木部 砂防課 東京都 | H 3. 10 | 砂防指定地域等の保全整備に関する調査研究等 | 400,000 | 2,500 | 0.6 | 90,160 | 1,999,109 |
| 37 | (財)沿岸技術研究センター | 土木部 港湾課 東京都 | S58. 9 | 沿岸域の開発、利用、保全及び防災に係る港湾技術等の調査等 | 500,000 | 2,000 | 0.4 | 95,102 | 884,355 |
| 38 | (財)港湾空間高度化環境研究センター | 土木部 港湾課 東京都 | S62. 10 | 港湾空間の高度化を図るために必要な港湾技術等の調査研究 | 1,281,747 | 1,000 | 0.1 | △ 7,749 | 358,189 |
| 39 | (財)港湾空港建設技術サービスセンター | 土木部 港湾課 東京都 | H 6. 5 | 港湾等の建設・維持管理事業の発注等に係る技術等の調査研究等 | 467,786 | 3,000 | 0.6 | 96,848 | 1,571,101 |
| 40 | (財)区画整理促進機構 | 土木部 都市計画課 東京都 | H 3. 8 | 土地区画整理事業に係る資金の債務保証等 | 3,471,600 | 10,000 | 0.3 | 25,268 | 139,641 |
| 41 | 日本下水道事業団 | 土木部 下水道課 東京都 | S50. 8 | 下水道の根幹的施設の建設等 | 1,275,100 | 27,127 | 2.1 | 7,197 | 9,747,588 |
| 42 | (財)不動産適正取引推進機構 | 土木部 建築指導課 東京都 | S59. 4 | 不動産取引に係る紛争処理に関する助言等 | 700,000 | 1,000 | 0.1 | 103,828 | 1,108,097 |
| 43 | (財)建築コスト管理システム研究所 | 土木部 建築営繕課 東京都 | H 4. 9 | 建築の生産コストに関する調査研究等 | 334,000 | 1,000 | 0.3 | △ 18,121 | 542,084 |
| 44 | (財)高齢者住宅財団 | 土木部 住宅課 東京都 | H 5. 3 | 高齢社会に対応した住宅整備に関する啓発・普及 | 1,602,000 | 5,000 | 0.3 | △ 1,961,891 | 1,026,972 |

事業評価調書

| | | | | |
|-----------------|----------|--------------------|---------|-----------|
| 事業名 | | 県庁舎耐震改修事業（本庁舎（本館）） | | |
| 新夢 プラン 関係 | 戦略プログラム等 | 災害対策・危機管理プログラム | 施設建設に係る | 県庁舎耐震改修事業 |
| | 施策・事業名 | 地域危機管理基盤の整備促進 | 上位計画 | |

1 事業実施の必要性
政策課題等

政策課題と施設設置目的：

(現状)

[耐震診断結果]

- 平成 7 年制定の「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に基づいて定めた「岡山県建築物耐震対策等基本方針」により、平成 8～9 年度に県庁舎の耐震診断を実施した結果、本庁舎（本館）は、耐震診断値（Is 値）0.32 であり、改修目標値 0.68 に達していなかった。大規模地震時（震度 6 以上）で倒壊又は崩壊する危険性があり、県庁舎として保有すべき安全性が確保されないと判断されている。

[防災拠点]

- 本庁舎（本館）は、大規模地震等の災害時の防災拠点として、被災後の応急活動や復旧活動の中心となる建物である。また、県行政の拠点として、多数の県民が利用しているとともに、多数の職員が公務に従事している建物でもある。

(課題)

[構造体の耐震安全性確保]

- 平成 7 年 1 月に発生した阪神・淡路大震災では官公庁施設も多くの被害を受け、災害対策活動のみならず、行政サービスの提供に重大な支障を生じることとなった。また、今後 30 年以内に 50%～70%の確率で発生すると予測される東南海・南海地震への対策として、早急に改修を行う必要がある。
- 「岡山県建築物耐震対策等基本方針」に基づき、防災拠点となる公共建築物は、平成 25 年度末を目途に耐震改修工事を実施する必要がある。

[現行法・基準への適合化]

内装材の不燃化、消防設備の適合化、家具等の転倒防止

- 現行の建築基準法の基準に適合していない天井、壁を不燃化し、火災に対して安全性を確保する必要がある。
- 現行の消防法の基準に適合していない火災報知設備を更新し、火災に対して安全性を確保する必要がある。
- 地震による家具等の転倒を防止し、機器の損傷や人的被害を防ぐ必要がある。

[建物に係る今日的課題]

- 今日的課題である、省コスト、省エネ化、UD化、エコ化を推進するため、これらの点を十分配慮した庁舎の整備を行う必要がある。

省コスト、省エネ化

- トイレ、照明器具等を節水、節電型に更新するとともに、設備の利用方法の工夫などにより、省コスト、省エネ化を図る必要がある。

UD化

- 「おかやまユニバーサルデザイン推進指針」の考え方を取り入れ、すべての人が利用しやすいように、トイレやエレベータ等のUD化を進める必要がある。

エコ化

- 環境への配慮、CO₂排出削減等のため、屋上緑化、雨水利用等を推進する必要がある。

[設備保全]

- 建築時から未更新のエレベータは、耐用年数を超過し、老朽化が著しいため、早急に更新の必要がある。
- 給排水管は、建築時から未更新で、耐用年数を超過し、老朽化による発錆が著しく、漏水、詰まりが多発しており、早急に更新する必要がある。

| 施設設置目的 | 目的達成測定指標 | 現状指標値 | 改善目標 | 改善率 | 目標達成時期 | 備考 |
|-------------|-----------|------------------|-----------------------|-------|----------|----|
| 本庁舎（本館）の耐震化 | 耐震化完了延床面積 | 0 m ² | 19,940 m ² | 100 % | 平成 23 年度 | |

施設整備を行わない場合の問題点等

- ・地震時の庁舎機能・安全性確保
本事業を行わなければ、本庁舎（本館）が保有すべき機能・安全性が確保されないため、大地震時（震度 6 以上）で建物の倒壊・崩壊、家具等の転倒、火災の発生などにより、防災拠点としての機能が失われ、多大な被害が想定される。このため、災害対策活動が困難になるおそれがある。
- ・行政サービスへの影響
建物の損傷や人的被害により、災害対策活動のみならず、一般行政サービスの提供に重大な支障を生じることになる。

県が事業主体となる理由等

（民間実施：可能 困難 不可）

- ・県の行政事務を行う施設であり、県が設置するものである。これを改修するので、県が事業主体となる。

管理運営主体

- ・現庁舎の改修であり、現庁舎の管理運営を県が実施しているため、岡山県が管理運営する。
- ・なお、施設・設備の点検等、可能なものについては、委託していく。

施設整備の緊急性等

- ・耐震診断の結果、本庁舎（本館）は、大規模地震時（震度 6 以上）で倒壊・崩壊の危険性があり、防災拠点施設としての機能が失われ、多大な人的被害が想定されている。
- ・今後 30 年以内に 50%～ 70%の確率で発生すると予測される東南海・南海地震等への対策として、早急に耐震化を実施する必要がある。

2 施設の規模、機能の必要性 施設設置場所選定理由

- ・新たな場所に新設する場合は、用地の確保が必要であるとともに、事業費が高額になる。
- ・現在の場所で建替える場合は、大規模な仮設庁舎が必要なため、高額な仮設費が必要になる。
- ・従って、現庁舎の耐震改修の方が経済的に有利であるため、耐震化を実施する。

利用者見込

| 施設利用者数見込 | 700,000 人／年 | | |
|---|-------------|----------------------------|----|
| 施設利用者数算出方法：職員数、来庁者数に年間日数（245 日，閉庁日を除く）をかけて算出。 | | | |
| 区分 | 年度 | 平成 2 3 年度 | 備考 |
| 本庁舎（本館）勤務者 来庁者 | | 約 330,000 人 約 370,000 人 | |

施設機能別利用見込

| 機能名 | 規 模 | 年間利用見込 |
|---------|----------------------------|-----------|
| 本庁舎（本館） | 延床面積 19,940 m ² | 700,000 人 |

3 財政負担額
整備事業費

| | |
|------------------------|--------------|
| 総事業費 | 4,926,575 千円 |
| うち地質調査費 | 6,615 千円 |
| 工法検討 | 9,345 千円 |
| 改修計画 | 6,512 千円 |
| 実施設計 | 122,810 千円 |
| 工事監理費 | 54,888 千円 |
| 改修工事費 | 3,928,728 千円 |
| 仮設工事費 | 797,677 千円 |
| 既支出額 | 19,037 千円 |
| (総事業費に対する割合 : 0.39 %) | |
| 運営主体への出資出損金 | 0 円 |
| 進入道路整備費 | 0 円 |

管理運営費

| | | | |
|---------|-----------|-----------------|-----------|
| 施設管理運営費 | 52,765 千円 | 現状 (H19 見込額) | |
| 負担内訳 | 県 (内訳) | 52,765 千円 | 58,168 千円 |
| | 光熱水費 | 38,740 千円 | 41,620 千円 |
| | 燃料費 | 8,979 千円 | 8,979 千円 |
| | 修繕費 | 5,046 千円 | 7,569 千円 |
| 県補助 | | | |

整備事業費の財源

| | |
|----------|----------------|
| 県負担額 | 4,926,575 千円 |
| (起債見込額 : | 3,130,300 千円) |
| (一般財源 : | 1,646,407 千円) |
| 国庫支出金 | 149,868 千円 |
| その他 () | |

単年度県負担額

| | |
|----------------|------------|
| 建設事業費 (平準化額) | 140,759 千円 |
| 運営費等支出額 | 52,765 千円 |
| その他 (進入道路建設費等) | — |
| 計 | 193,524 千円 |

事業収支見込み (施設開業後 年目の状況)

| 事業収入 A | 支出額 B | A/B C | 類似施設等の状況 D | 比較 C/D |
|--------|-------|-------|------------|--------|
| | | % | ~ % | |

※ 県庁舎であり収益を得る目的としていないため省略。

管理運営費の現施設との比較

| 施設管理運営費 A | 延床面積 B (又は利用者数) | A/B C | 現施設の状況 D (H19 見込額) | 比較 C/D |
|--------------|--------------------------|-----------------------------|-----------------------------|--------|
| 千円 52,765 | m ² 19,940 | 円 / m ² 2,646 | 円 / m ² 2,917 | 0.907 |

4 利用者、地域などへの効果
施設利用者への効果

| 項 目 | 効 果 説 明 |
|----------|--|
| ・ 安全性の確保 | ・ 耐震改修工事により、大規模地震に対する耐震安全性が確保されるため、大規模地震時に来庁者や職員の安全を確保することができる。 |
| ・ UD化 | ・ トイレのUD化により、だれにでも使いやすいトイレになる。 ・ エレベータ更新により、障害者等への対応が可能になる。 ・ OAフロアの採用により、室内のバリアフリー化が実現する。 |

地域への効果

| 項 目 | 効 果 説 明 |
|------------------|---|
| ・ 防災拠点施設としての機能確保 | ・ 大規模地震時に、被災後応急活動や復旧活動の中心となる広域総合防災拠点としての機能が確保される。 |
| ・ 省コスト、省エネルギー | ・ 節水型便器、擬音発生器の採用により、水使用量を節減する。 ・ 高効率型照明器具の採用により、電力使用量を節減する。 ・ E S C O事業者の技術を利用することにより、省エネルギー、省コストに役立てる。 |
| ・ エコ庁舎化(環境への配慮) | ・ 屋上緑化、雨水利用の実施により、環境への配慮が推進される。 |

その他の効果

| | |
|----|--|
| なし | |
|----|--|

施設設置によるマイナス効果

| | |
|----|--|
| なし | |
|----|--|

その他（地元市町村の意見等）

| | |
|----|--|
| なし | |
|----|--|

5 事業手法のあり方（PFI手法の導入等）に係る検討経緯

検討内容及びその効果

- ・ P F I は、民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用し、公共施設等の設計、建設、維持管理、運営等の全部及び一部を一体的に行う手法として、効果的・効率的な公共サービスの提供が期待できる手法である。
- ・ 改修計画の策定には、施設管理上の知識や設備保全に関する知識が必要なため、本庁舎（本館）の耐震改修計画は、県庁舎の維持管理・運営を行っている管財課が主体的に実施してきた。
- ・ 改修計画の実施にあたり、仮設庁舎の建設、部局の移動など、管理上、極めて難しい調整が必要であり、これらの調整を行うためには、県の組織の内部事情を十分に理解した上で行う必要があるため、施設管理を行っている管財課が主体的に対応する必要がある。

1 事業を実施する必要性について

- ・ 東南海・南海地震等の大規模地震に対応するため、県庁舎の耐震化を早急を実施する必要があり、庁舎の機能・安全性を確保するためには、構造体の耐震安全性確保・内装材の不燃化・消防設備の適合化・家具等の転倒防止を実施する必要があると考える。
また、地震の被災後に防災拠点施設として機能する必要があること、執務空間の確保などを考慮すれば、地震の揺れを低減し、柱・梁等の補強が少ない免震工法の採用は妥当と考える。
- ・ 庁舎の耐震化に併せて、省コスト、省エネ化、UD化、エコ化などの課題に配慮していく必要があると考える。

2 施設の規模、機能等について

- ・ 災害時には、防災拠点施設として、県の組織が一体となって被災後応急活動や復旧活動を行うこととなるため、防災機能が一層強化されるよう、庁舎全体の改修事業が必要と考えられる。
- ・ 円滑な行政事務の確保、来庁者の利便性確保等を考慮すれば、敷地内への仮設庁舎建設は、妥当である。
なお、仮設庁舎の整備に当たっては、建設にかかるコストや庁舎の分散している現在の状況を踏まえれば、長期的な視点から、将来の人員配置、組織配置等も想定しながら、工事完了後も恒久的に利用することを検討すべきである。
さらに、庭の樹木の保護や移植についても、十分に配慮すべきと考える。

3 財政負担額と効果の比較について

- ・ 本県の極めて厳しい財政状況に鑑み、事業費及び運営管理費については、そのさらなる節減に向け、一層の努力を続ける必要がある。

4 事業手法等について

- ・ 別の場所に新築する方法も考えられるが、そのためには、場所の選定に期間を要し、事業費が高額になることから、地震に対する早急な実施の必要性や、本県の財政状況を考慮すれば、現庁舎の耐震化が妥当と考える。
- ・ 騒音対策については、西庁舎耐震改修工事の経験を生かした対策を実施すべきと考える。
- ・ 新設工事ではないので、PFIの手法になじまないことは理解できる。

施設整備に関する総合意見

- ・ 本事業計画については、事業の必要性及び緊急性が認められ、内容も概ね妥当であると考える。
- ・ 本県の財政状況に十分配慮し、事業費及び管理運営費の節減に努めるべきである。
- ・ 仮設庁舎の整備に当たっては、長期的な視点から、工事完了後も恒久的に利用することを検討すべきである。

耐震化計画

県庁舎耐震改修事業（本庁舎（本館））

1 事業の概要

現県庁舎は、今後とも本県における大規模地震等の災害時に防災拠点ともなる施設であるため、庁舎の機能・安全性の確保に不可欠な、構造体の耐震安全性確保・内装材の不燃化・消防設備の適合理化・家具等の転倒防止を実施し、総合的な防災力の基盤強化及び安全性の確保を図るとともに、省コスト、省エネ化、UD化、エコ化に配慮した庁舎に整備するものである。

工事施工に当たっては、工事効率を上げ、工期短縮とコスト削減を図るため、仮設庁舎を敷地内に設置する。

2 事業内容

(1)耐震化予定建物

| | |
|-------|-------------------|
| 建物名 | 本庁舎（本館） |
| 場所 | 岡山市内山下二丁目4番6号 |
| 竣工年月日 | 昭和32年1月（1957年） |
| 建築面積 | 2,321.20㎡ |
| 延床面積 | 19,940.23㎡ |
| 構造 | 鉄骨鉄筋コンクリート造り（SRC） |
| 階数 | 地下1階、地上9階 |

(2)耐震化の内容

| | |
|-------------|---------------------------|
| 構造体の耐震安全性確保 | 免震工法（地下1階柱部分に免震装置設置） |
| 内装材の不燃化 | 天井、壁等を不燃材料に更新 |
| 火災報知設備更新 | 総合操作盤に更新 |
| 家具等転倒防止 | |
| 省コスト、省エネ化 | 節水型トイレ、高効率照明器具等 |
| UD化 | エレベータ更新、多目的トイレへの改修、OAフロア等 |
| エコ化 | 屋上緑化、雨水利用等 |
| 仮設庁舎建設 | |

(3)総事業費 4,926,575千円

（内訳）

| | |
|-------|-------------|
| 改修計画等 | 22,472千円 |
| 実施設計費 | 122,810千円 |
| 工事監理費 | 54,888千円 |
| 改修工事費 | 3,928,728千円 |
| 仮設工事費 | 797,677千円 |

(4)耐震化計画

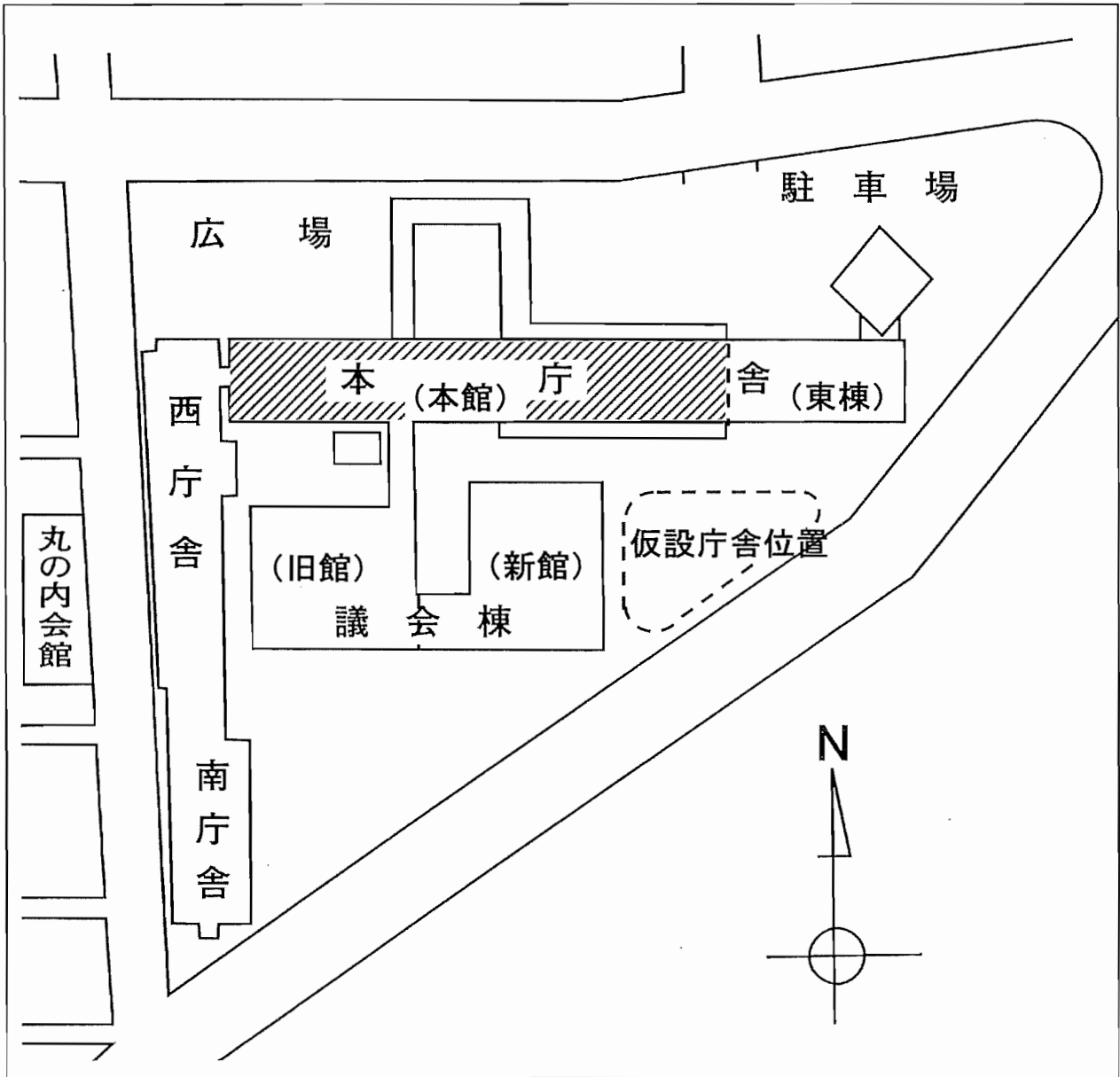
| 区分 \ 年度 | 平成20年度 | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 |
|---------|--------|--------|--------|--------|
| 実施設計 | | | | |
| 仮設庁舎建設 | | | | |
| 耐震化工事 | | | | |

事業評価調書 参考資料

一 県庁舎耐震改修事業（本庁舎（本館）） 一

総務部 管財課

県庁舎配置図



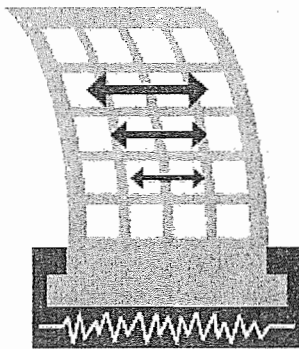
県庁舎耐震改修事業（本庁舎（本館）） 免震工法の採用

①在来工法

強く頑丈に補強する

全階において
 既存の壁を厚くする
 壁を増やす
 開口部を閉鎖する
 柱、梁を補強する

（倒壊しないが損傷する）



激しく揺れる

<事例>

備中県民局新見支局
 美作県民局
 美作県民局勝英支局
 美作県民局真庭支局

②免震工法

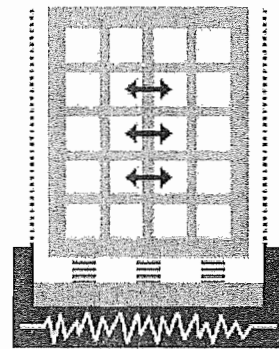
地震動を抑制する

地下1階の柱に免震装置を設置し、
 上部構造に伝える地震動を少なくする。

地下1階において
 免震装置の設置
 柱、梁の補強

地下1階において
 免震クリアランスの確保

（倒壊・損傷しない）



ゆっくり水平に揺れる

<事例>

岡山県庁西庁舎

③免震工法の特徴

- ・建物内部にいる人や家具が受ける揺れの強さが在来工法の1/3から1/10に低減される。居住者の安全性の向上、設備配管の損傷、および家具・什器の移動や転倒防止に効果がある。
- ・上記により、大地震による被災の後、ただちに防災拠点として機能する。
- ・上層階の柱や梁などの構造体に作用する地震動が低減される。
- ・上層階の補強が少なく済み、執務空間の使い勝手を確保しやすい。
- ・建物各階に生じる変形が低減され、層間にまたがる設備配管、あるいは内外装材の安全性を向上することができる。
- ・免震装置より上部の建物が、地球に対して40cm程度変位するため、建物の周囲にクリアランスを確保する必要がある。
- ・免震装置より下部は、柱・梁・耐震壁の増設などにより補強する必要がある。

(付表1) 施設収支の見通し

収支見込み算出条件

- ・庁舎全体で1つのシステムであるが、建物ごとに面積割で按分して算出している。
- ・光熱水費、燃料費は、平成16年度から平成18年度の3か年実績平均に基づき、算出した。
- ・電気、水道、ガス料金、燃料単価は、平成19年10月の単価を使用した。
- ・省エネルギー対策の効果を算入した。
- ・物価上昇率は、0%/年とした。

| 項目 | 単位 | 18年度 | 19年度 | 20年度 | 21年度 | 22年度 | 23年度 | 24年度 | 25年度 | | |
|----------|-------|------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|--------|
| 使用量 光熱水費 | 使用電力量 | kWh | 1,885,535 | 1,917,733 | 2,268,578 | 1,917,733 | 2,067,733 | 2,067,733 | 1,870,564 | 1,870,564 | |
| | 水道使用量 | m3 | 14,804 | 16,287 | 16,287 | 16,287 | 16,287 | 16,287 | 12,344 | 12,344 | |
| | ガス使用量 | m3 | 5,000 | 5,000 | 5,000 | 5,000 | 5,000 | 5,000 | 5,000 | 5,000 | |
| 燃料費 | 灯油 | リットル | 95,245 | 112,236 | 112,236 | 112,236 | 111,616 | 111,616 | 112,236 | 112,236 | |
| 支出額 | 光熱水費 | 電気料金 | 千円 | 29,908 | 30,721 | 34,066 | 30,721 | 36,361 | 36,361 | 30,274 | 30,274 |
| | | 水道料金 | 千円 | 8,724 | 10,049 | 10,049 | 10,049 | 10,049 | 10,049 | 7,616 | 7,616 |
| | | ガス料金 | 千円 | 865 | 850 | 850 | 850 | 850 | 850 | 850 | 850 |
| | | 計 | 千円 | 39,497 | 41,620 | 44,965 | 41,620 | 47,260 | 47,260 | 38,740 | 38,740 |
| | 燃料費 | 灯油 | 千円 | 6,182 | 8,979 | 8,979 | 8,979 | 8,929 | 8,929 | 8,979 | 8,979 |
| 修繕費 | | 千円 | 7,569 | 7,569 | 7,569 | 7,569 | 7,569 | 7,569 | 5,046 | 5,046 | |
| 合計 | | 千円 | 53,248 | 58,168 | 61,513 | 58,168 | 63,758 | 63,758 | 52,765 | 52,765 | |

(付表2) 整備施設と現施設の比較

| |
|--|
| 比較施設選択基準 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・規模、組織、業務内容が類似した、現施設との比較が合理的である。 ・平成19年度の見込額と、これに基づいて算出した平成24年度見込額(事業完了後)を比較する。 |

| 施設名 (所在地) | 運営主体 | 開設年 | 延床面積 A | 施設運営費 B | 運営単価 B/A | 備 考 |
|-----------------|------|-------|-----------------------------|--------------|---------------------------|-----------|
| 計画施設 本庁舎(本館) | 岡山県 | 昭和32年 | m ² 19,940.23 | 千円 52,765 | 円/m ² 2,646 | 平成24年度見込額 |
| 現行施設 本庁舎(本館) | 岡山県 | 昭和32年 | m ² 19,940.23 | 千円 58,168 | 円/m ² 2,917 | 平成19年度見込額 |

岡山県税制懇話会報告書について

平成20年3月をもって、岡山県産業廃棄物処理税が施行後満5年を迎えるに当たり、岡山県産業廃棄物処理税条例附則第5項に基づき、条例の規定について検討を行う必要があるため、本年6月、岡山県税制懇話会を設置し、使途事業及び税制度についてご審議いただきました。

去る11月9日、同懇話会から知事に対し、別添の報告書のとおり、今後における岡山県産業廃棄物処理税のあり方についてご提言いただきましたので報告します。

【報告書の概要】

1 岡山県産業廃棄物処理税の検証・成果

法定外目的税である岡山県産業廃棄物処理税の使途については、岡山県産業廃棄物処理税条例において、「①産業廃棄物の発生抑制、②減量化、③再生利用、④その他適正な処理に関する費用に充てる」旨規定されており、これに基づきこれまで、「意識の改革」、「産業活動の支援」、「適正処理の推進等」及び「環境インフラの整備」を4つの柱に各施策を展開してきた。

その結果、県内で発生する産業廃棄物の埋立処分量は、平成14年度の881千tから、平成17年度には501千t（43.1%減）と大きく減少するとともに、10t以上の不法投棄の件数については、平成14年度の20件から、平成17年度には10件に半減するなど、岡山県産業廃棄物処理税の導入効果が現れていると思われる。

2 産業廃棄物処理税の継続の必要性

産業廃棄物の発生量は横ばい傾向にあり、不法投棄も減少傾向とは言え、依然として悪質な事案が摘発されるなど根絶には至っていないことから、引き続き、産業廃棄物の発生抑制、減量化、適正処理対策等を推進し、持続可能な循環型社会を構築していくための貴重な財源として存続させるべきである。

3 使途事業の方向性

これまでの使途事業の成果や現状にかんがみ、今後は特に、①産業廃棄物に係る3Rの促進のための技術導入や施設整備などの「産業活動の支援」、②産業廃棄物に係る不法投棄の防止など公平性・社会正義を実現するための「適正処理の推進」、③事業者の事業活動に大きな影響を与える県民のライフスタイル（日常的な生活様式・行動様式）を変革し、3Rの推進に向けた県民の実践的な取組等を誘導するための「意識改革」に重点を置いた施策を展開する必要がある。

4 税制度

(1) 課税方式

現在の課税方式（最終処分業者等特別徴収方式）のもとで適切に申告納入が行われていることにかんがみると、変更する必要はない。

(2) 税率

①岡山県内の企業活動に多大な影響を与えていないこと、②岡山県外へ産業廃棄物が流出していないこと、③同様の税制度を導入している道府県との均衡(1,000円/t)を失っていないことにかんがみると、変更する必要はない。

(3) 特例措置

循環型社会を形成するためには、いかなる理由で発生した産業廃棄物であっても、まずはこれを再生利用することを考えてもらう必要があることにかんがみると、直ちに課税免除等の特例措置を講じる必要はない。

(4) 検討

岡山県産業廃棄物処理税が法定外目的税であることにかんがみ、岡山県知事は、岡山県産業廃棄物処理税条例の一部を改正する条例の施行後5年を目途として、この条例の施行状況、社会経済状況の推移等を勘案し、必要があると認められるときは、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講じるべきである。

5 基金のあり方

岡山県循環型社会形成推進基金は、将来の岡山県産業廃棄物処理税の減収を予想して、産業廃棄物の発生抑制、減量化、再生利用その他適正な処理の促進を図るための財源を平準化するために積み立てられている。

今後とも、将来にわたり循環型社会の形成促進を図っていくため、安定的・継続的に事業を展開するための貴重な財源として、また、新たな課題に対応するための財源として、基金を活用していく必要がある。

《 岡山県税制懇話会委員 》

- 会 長 岡本輝代志 (岡山商科大学商学部教授・商学部長)
副会長 石島 弘 (岡山商科大学大学院法学研究科教授)
委 員 井頭 昭子 (吉備国際大学非常勤講師)
" 桐野 宏司 (岡山経済同友会企業経営・環境委員長、瀬戸内エンジニアリング㈱代表取締役社長)
" 澤根みどり (税理士)
" 千葉 喬三 (岡山大学学長)
" 成田美和子 (岡山県ごみゼロ社会プロジェクト推進会議副会長)
" 豆原 直行 (院庄林業株式会社代表取締役)

《 検討の状況 》

- 第1回会議
年 月 日 : 平成19年6月8日 (金)
主な議題 : ・産業廃棄物処理税の導入後の状況について
- 第2回会議
年 月 日 : 平成19年7月12日 (木)
主な議題 : ・産業廃棄物処理税の用途事業と基金のあり方について
- 第3回会議
年 月 日 : 平成19年8月28日 (木)
主な議題 : ・産業廃棄物処理税の用途事業のあり方について
・岡山県税制懇話会報告書(骨子)について
- 第4回会議
年 月 日 : 平成19年10月23日 (火)
主な議題 : ・岡山県税制懇話会報告書(案)について

水島地区石油コンビナート総合防災訓練の実施について

岡山県石油コンビナート等防災計画に基づき、水島コンビナート地区における災害を想定し、事業所自衛防災組織と防災機関が一体となって、発災時の迅速かつ的確な応急対策を実施し、関係機関相互の連携と総合的な防災活動の強化を図ることを目的に、次のとおり訓練を実施する。

- 1 訓練日時 平成19年11月20日（火） 14時～15時30分
- 2 訓練場所 新日本石油精製株式会社水島製油所（倉敷市水島海岸通）
- 3 訓練主唱 岡山県石油コンビナート等防災本部
- 4 参加機関 岡山県、岡山県警察本部、中国管区警察局岡山県情報通信部、倉敷市、倉敷市消防局、水島海上保安部、岡山労働局、日本赤十字社岡山県支部、水島コンビナート地区保安防災協議会
- 5 参加規模 車両：38台 ヘリコプター：1機 船舶：4隻 人員：約350名
- 6 事故想定

南海トラフを震源とする大規模な地震により

- (1) 原油タンク17番の浮屋根と側板の摩擦により着火しリング火災となった。
- (2) 受入配管フランジより原油が漏洩
- (3) 防油堤に亀裂が生じ原油が海上へ流出
- (4) 地震と消火活動により負傷者が発生
- (5) 津波が発生し、来襲の恐れがある。

7 訓練項目

- | | |
|------------------------|--------------------|
| (1) 事故発生通報伝達訓練 | (2) 初期緊急措置訓練 |
| (3) 自衛防災隊の出動及び防災訓練 | (4) 公設消防隊の出動及び防災訓練 |
| (5) 共同防災隊の出動及び防災訓練 | (6) 警察現地指揮本部設置訓練 |
| (7) 情報収集訓練 | (8) 災害広報訓練 |
| (9) 海上流出油防除訓練 | (10) 救出救護訓練 |
| (11) ガス検知訓練 | (12) 土のう積み訓練 |
| (13) バルーン隊による上空からの画像伝送 | (14) オイルフェンス展張訓練 |
| (15) 消火訓練 | (16) 津波情報収集訓練 |
| (17) 津波襲来による避難指示広報訓練 | (18) 津波避難訓練 |
| (19) 防災相互無線による指揮訓練 | |

チボリ・ジャパン社の平成19年度見通し等について

1 平成19年度見通し

業務の見直し等により経費を約5億円削減するものの、入園者数の減少（前年度比6万人減の76万人）及び入園料の値下げなどによる消費単価の低下により、売上が20億50百万円と約5億円減少することなどから、当期損益は△658百万円と大変厳しい見通しとなっている。

単位：百万円

| 区 分 | 19年度見通し (A) | 18年度実績 (B) | 増 減 (A - B) |
|-----------|----------------|---------------|----------------|
| 入園者数(万人) | 76 | 82 | △6 |
| 消費単価(円) | 2,700 | 3,140 | △440 |
| 営業収益(a) | 2,050 | 2,554 | △504 |
| 営業費用(b) | 2,730 | 3,302 | △572 |
| 営業損益(a-b) | △680 | △748 | 68 |
| 営業外収益 | 34 | 192 | △158 |
| 営業外費用 | 8 | 1 | 7 |
| 特別利益 | 0 | 525 | △525 |
| 特別損失 | 0 | 2,407 | △2,407 |
| 当期損益 | △658 | △2,443 | 1,785 |
| 累積損益 | △14,453 | △13,795 | △658 |

(参考) 19年4月～10月の入園者数：485,462人（前年同期比△9.3%）

2 経費削減計画（平成19年度～平成20年度）

業務委託や職員数・組織、開園時間の見直し、不採算店舗等の休廃止など、更なる経費削減に取り組み、18年度に比べ、平成19年度は約5億円、20年度は約4.8億円の合わせて約9.8億円削減するとともに、積極的な営業活動等を展開することにより、平成20年度には収支バランスがとれる経営を目指すこととしている。

<見直し内容>

- (1) 業務委託の見直し（整理合理化） △ 91百万円
アトラクション管理・清掃・監視センター管理・倉庫管理業務の見直し
- (2) 職員数、組織の見直し △184百万円
管理部門の業務統合、開園時間の見直し等による人件費削減等
- (3) 広告・宣伝業務の見直し △ 75百万円
- (4) その他の業務見直し
・植栽事業の見直し △ 74百万円
・不採算店舗等の休廃止
・エンターテイメントの見直し △137百万円
・修繕費の見直し △278百万円
- (5) 省エネ等の徹底 △ 26百万円
- (6) その他の経費削減 △117百万円

3 その他

チボリ・ジャパン社としては、来年1月に公園の新しい名称を公募し、同年3月に決定したい意向である。

倉敷市との市民公園化に関する協議の状況について

1 これまでの協議の状況

- ・回数 7回（10月23日～11月13日）
- ・内容 協議の進め方、市民公園の性格・機能、市民公園のエリアなど

2 市民公園化のパターン

倉敷市は、次のとおり、全体を市民公園とするパターンのほか、一部を市民公園とする複数のパターンについて、市民公園化した場合の公園の性格や機能、市の負担等について検討を行っている。

- (1) 現在のチボリ公園全体を市民公園化
- (2) 緑と花と水辺の部分を中心として、一部を市民公園化

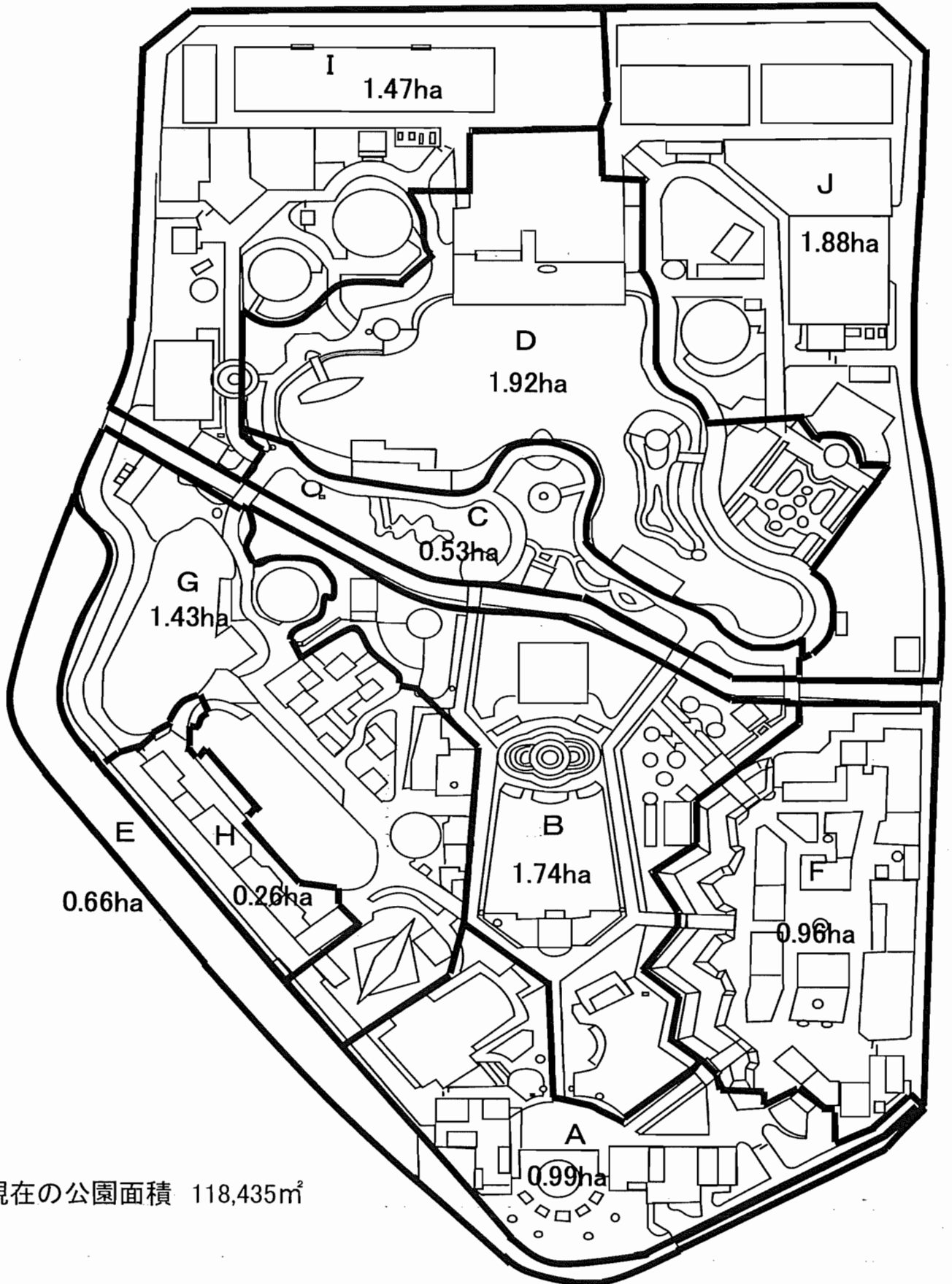
<別紙図面参照>

公園全体をA～Jの10ゾーンに分け、その組み合わせにより、市民公園のエリアを複数検討

3 今後の予定

11月19日（月）に開催される、市議会代表者会議で協議される予定である。

ゾーン図



現在の公園面積 118,435m²

岡山県税制懇話会報告書

—岡山県産業廃棄物処理税に関する検討—

平成19年11月

岡山県税制懇話会

はじめに

岡山県では、地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律（地方分権一括法）（平成11年法律第87号）により地方税法（昭和25年法律第226号）が改正され、平成12年4月から法定外目的税を創設することが可能となるなど、課税自主権の活用の範囲が拡充されたことを踏まえ、平成15年度に岡山県産業廃棄物処理税の導入を行い、およそ5年間にわたり、産業廃棄物の発生を抑制するための事業等を実施することにより、循環型社会を形成するためのたゆまぬ努力が続けられてきた。

岡山県産業廃棄物処理税条例（平成14年岡山県条例第47号）は、附則第5項において、「知事は、この条例の施行後5年を目途として、この条例の施行状況、社会経済情勢の推移等を勘案し、必要があると認めるときは、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする」と規定しているところであるが、岡山県税制懇話会では、岡山県知事からの要請を踏まえ、岡山県産業廃棄物処理税の制度設計やこれまでの事業の成果等を検証し、主として、今後における効果的な岡山県産業廃棄物処理税の用途について検討を行った。

産業廃棄物の最終処分量のさらなる抑制を図るためには、まずは排出事業者が産業廃棄物の発生を抑制する努力を行っていただくとともに、税収をより効果的に活用することにより、岡山県が中心となって減量化、再生及び不法投棄の未然防止に関する施策を重点的に実施していくことが重要であるが、この報告は、本懇話会が、このような認識に立って、岡山県産業廃棄物処理税の今後のあり方についてとりまとめたものである。

この報告を契機として、県民の方々が産業廃棄物や税制度の問題を自らの問題として捉え、産業廃棄物をとりまく現状について理解を深めていただくことにより、素晴らしい循環型社会が築かれることを期待してやまないものである。

目 次

| | | |
|-----|-----------------|---|
| 1 | 産業廃棄物処理税の検証・成果 | |
| (1) | 発生の状況 | 1 |
| (2) | 最終処分量の推移 | 1 |
| (3) | 今後の発生及び処理の見込み | 1 |
| 2 | 産業廃棄物処理税の継続の必要性 | 2 |
| 3 | 使途事業の方向性 | 3 |
| 4 | 税制度のあり方 | |
| (1) | 課税方式 | 6 |
| (2) | 税率 | 7 |
| (3) | 特例措置 | 8 |
| (4) | 検討 | 9 |
| 5 | 基金のあり方 | 9 |

1 産業廃棄物処理税の検証・成果

法定外目的税である岡山県産業廃棄物処理税（以下「産業廃棄物処理税」という。）の用途については、岡山県産業廃棄物処理税条例（平成14年岡山県条例第47号）において、「産業廃棄物の発生抑制、減量化、再生利用、その他適正な処理に関する費用に充てる」旨規定されており、岡山県では、これに基づき、「意識の改革」、「産業活動の支援」、「適正処理の推進等」及び「環境インフラの整備」を4つの柱に、平成15年度以降、4年間で約15億円の税収を活用して各種施策が展開されてきた。（別添資料「用途事業の実績と主な成果」、「用途事業の概況」参照）

その結果、産業廃棄物の発生の状況等については、次のとおり変化することとなった。（別添資料「産業廃棄物の発生及び処理の状況」参照）

（1）発生の状況

岡山県内で発生した産業廃棄物（以下「県内発生産業廃棄物」という。）の量は、平成14年度の11,685千tから、平成17年度には12,239千t（4.7%増）とわずかに増加している。

なお、県内発生産業廃棄物を業種別にみると製造業が最も多く、次いで、電気・水道業、建設業の順になっており、産業廃棄物の種類別にみると鉱さいが最も多く、次いで、汚泥、がれき類、ばいじんの順になっている。

（2）最終処分量の推移

岡山県内の最終処分場に搬入される産業廃棄物（県外から搬入されるものを含む。）の量は、平成14年度の953千tから平成17年度の892千t（6.4%減）と緩やかな減少傾向にあり、特に、県内発生産業廃棄物の最終処分量は、平成14年度の881千tから、平成17年度には501千t（43.1%減）と大きく減少している。

なお、10t以上の不法投棄の件数については、平成14年度の20件から、平成17年度には10件に半減するなど、最終処分量の推移と合わせて、産業廃棄物処理税の導入効果が現れているものと思われる。

（3）今後の発生及び処理の見込み

県内発生産業廃棄物は、今後、わずかに増加していくが、再生利用や減量化の推進により、最終処分量は、引き続き減少すると予測されている。

なお、岡山県内の最終処分場の残余年数は、平成17年度末時点で3.6年となっており、最終処分場の残余年数が逼迫している状況を踏まえ、排出抑制や再生利用を促進するための各種施策を展開するとともに、現在、水島地区において、公共関与の新処分場の整備事業を進めている。

（参考）税収の推移等

① 税収の推移

産業廃棄物処理税導入後、税収は、決算額で見ると、平成17年度まで増加し、平成18年度から減少している（表1参照）が、申告納入は最終処分場へ搬入された月の翌月に行うこととされていることに着目して、当該年度に生じた税額で見ると、年々減少する傾向（表2参照）にある。

【表 1】

(単位：円)

| 年 度 | 1 5 | 1 6 | 1 7 | 1 8 |
|-------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| 税 収 | 855,986,890 | 893,380,370 | 903,471,440 | 801,669,080 |
| 前 年 比 | — | 104.4% | 101.1% | 88.7% |

※決算額（平成15年度は平成15年5月から平成16年3月までの11月分、平成18年度は決算見込額）

【表 2】

(単位：円)

| 年 度 | 1 5 | 1 6 | 1 7 | 1 8 |
|-------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| 税 収 | 937,667,580 | 906,679,410 | 897,075,040 | 777,918,060 |
| 前 年 比 | — | 96.7% | 98.9% | 86.7% |

※最終処分場への搬入等により当該年度に生じた税額（平成18年度は決算見込額）

② 賦課・徴収状況

特別徴収義務者：34（施設数：44）、申告納付者：12（施設数：14）

主として最終処分業者が納税義務者である排出事業者及び中間処理業者から特別徴収を行い、申告納入しているところであるが、これまでのところ、適切に申告納入が行われている。

③ 税収の充当内訳

徴収した産業廃棄物処理税は、賦課徴収に必要な経費である徴税費用、保健所設置市が行う産業廃棄物対策促進事業に要する費用に充てるための交付金及び県が行う産業廃棄物対策促進事業費に充当され、残額は岡山県循環型社会形成推進基金に積み立てられている。

○産廃税収等の状況（決算ベース）

(単位：千円)

| 年度 | 1 5 | 1 6 | 1 7 | 1 8 | 計 |
|-------------------|---------|---------|---------|---------|-----------|
| 税 収 | 855,987 | 893,380 | 903,472 | 801,669 | 3,454,508 |
| 徴 税 費 | 59,920 | 62,536 | 63,243 | 56,117 | 241,816 |
| 市交付金 (岡山市・倉敷市) | 151,627 | 172,750 | 147,186 | 155,453 | 627,016 |
| 県事業充当額 | 249,428 | 383,536 | 377,616 | 488,627 | 1,499,207 |
| 循環基金積立金 | 390,703 | 223,774 | 333,344 | 115,365 | 1,063,186 |

※循環基金積立金とは岡山県循環型社会形成推進基金をいうものであるが、積立てに係る予算額と決算額の差額を翌年度に繰り越すこととされているため、税収と充当額の合計は一致しない。（平成18年度は決算見込額）

2 産業廃棄物処理税の継続の必要性

産業廃棄物処理税を導入して以降、産業廃棄物の最終処分量は大きく減少したものの、発生量や減量化量は横ばいの傾向にあり、不法投棄も減少傾向にあるとは言え、依然と

して悪質な事案が摘発されるなど根絶には至っていないことから、引き続き、産業廃棄物の発生抑制、減量化、適正処理対策等を推進し、持続可能な循環型社会を構築していくための貴重な財源として存続させるべきである。

なお、岡山県の産業廃棄物施策については、産業廃棄物処理税の導入以前は、主として廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に基づく処理業者への許認可や適正処理の指導、不法投棄など不適正処理事案への事後的・対処療法的な対策（いわゆる下流対策）が中心であった。

一方、産業廃棄物処理税の導入後は、これらの対策に加えて、製品の製造、流通、消費各段階における対策の重要性にかんがみ、それまで対策が不十分と言われてきた、廃棄物を極力出さないようにするための「産業活動の支援」、県民や事業者が一体となって3R（リデュース：発生抑制、リユース：再使用、リサイクル：再生利用）に取り組むための「意識の改革」など、いわゆる上流対策に重点を置いた施策が展開されてきたところである。

これらの事業は、直ちに産業廃棄物の発生抑制、減量化等の効果が現れるものではなく、社会のあらゆる構成員の地道で継続的な取り組みによって徐々に効果となって現れてくるものであり、その意味からも、産業廃棄物処理税の継続が強く求められる。

3 使途事業の方向性

産業廃棄物の発生抑制、減量化、再生利用その他適正な処理を推進するためには、生産・流通・消費・廃棄の各段階において、県民、事業者、行政など、あらゆる構成員が、それぞれの責任と役割を認識し、相互に連携を図りながら一体となって循環型社会の構築に取り組むための施策を実施していくことが重要である。また、今後は特に、産業廃棄物処理税を活用して最大の効果を上げるような施策・事業を推進するとともに、優先的に取り組むべき喫緊の課題等に対しても、産業廃棄物処理税を活用して適切に対応していくことが強く求められている。

については、これまでの使途事業の成果や現状等にかんがみ、使途事業の方向性としては、次の3つを柱に、この優先順位のもとで施策を推進する必要がある。

- ① 産業廃棄物に係る3Rの促進のための技術導入や施設設備などの「産業活動の支援」
- ② 産業廃棄物に係る不法投棄の防止など公平性・社会正義を実現するための「適正処理の推進」
- ③ 事業者の事業活動に大きな影響を与える県民のライフスタイル（日常的な生活様式・行動様式）を変革し、3Rの推進に向けた県民の実践的な取組等を誘導するための「意識の改革」

なお、使途事業の透明性を確保するため、岡山県の予算編成方針を策定する際に、産業廃棄物処理税を活用して重点的に取り組むべき事業について基本的な方針を定め、県庁内外に示すことは一つの方法と考えられる。また、使途事業の実施状況については、これまでも岡山県のホームページ等で公開されているが、事業実施効果についてもわか

りやすく説明するなど、使途事業の透明性を高める工夫をすることが望ましい。

＜施策ごとの推進方向・重点施策＞

① 産業活動の支援

事業者は、環境に配慮した事業活動を行うとともに、排出者責任や拡大生産者責任を踏まえて、産業廃棄物の発生の抑制、適正な循環的利用、適正な処分等に向けた取組を一層促進することが期待される。

具体的には、事業者は、発生抑制等につながる製造工程の技術開発や再生利用の研究開発等を通じて、使い捨て製品の製造販売や過剰包装の自粛、製品の長寿命化、軽量化、小型化、薄型化、廃棄物の発生量を減らす流通・販売方法の導入など、製品の開発・製造・流通の各段階で3Rに向けた取組を推進する必要がある。また、岡山県にあっては、これらの事業者の3Rに向けた取組に対する支援や、公共工事での廃棄物の再資源化、バイオマスなどの循環資源の利活用、環境産業の創出等に向けた取組を推進する必要がある。

このため、次のような施策を重点的に実施していくことが考えられる。

【重点施策】

- 公共工事に係る廃棄物の再資源化の促進
- 「岡山エコ事業所」及び「岡山県エコ製品」の普及促進
- 循環資源情報提供システムの充実と普及促進
- バイオマスの利活用の推進
- 循環型産業クラスターの形成促進
 - ・循環資源の活用推進（新技術の開発支援、事業化等に向けた調査研究）
 - ・新技術・新規事業の創出（リサイクルビジネスの育成）
 - ・循環型社会形成推進モデル事業の推進（リクルに関する技術開発・施設整備支援）
 - ・おかやま新環境技術アセスメントシステムの確立（おかやまNetas）
 - ・3Rに関する広域ネットワークの形成（新技術・ビジネスモデル・ニーズ等の情報形成）

② 適正処理の推進

産業廃棄物の不法投棄は、近年、悪質なものが短期・集中的に行われる傾向にあることに加え、処理業者等による不適正保管などの不適正処理事案も後を絶たないことから、引き続き、産業廃棄物に係る不法投棄の防止対策などの適正処理の推進に向けた普及啓発やマニフェスト制度の電子化を進めるとともに、長期的な監視指導活動を実施する必要がある。

なお、産業廃棄物が不法投棄されてしまった場合は、その環境への影響が甚大であるばかりでなく、処理費用も多額にのぼるため、引き続き、処理の公平性を担保し、社会正義を実現していくため、立入検査や路上検問の実施、ヘリコプターによる上空監視や監視カメラの増強などにより監視体制の強化を図る必要がある。加えて、違反事業者に対しては、厳正に対処するとともに、「不法投棄防止ネットワークおかやま」など民間団体と行政が一体となって監視や情報提供体制の充実をさらに進め、不法投棄などの不適正処理をさせない地域づくりを全県的に進めていく必要

がある。

また、産業廃棄物は、事業者処理責任のもとに県域を越えて広域処理が行われていることから、他の府県との調整を図りながら的確に対応するとともに、循環型社会を構築する基盤として、公共関与最終処分場の整備を引き続き進める必要がある。

このため、次のような施策を重点的に実施していくことが考えられる。

【重点施策】

- 産業廃棄物の適正処理の推進
- 電子マニフェストの普及推進
- 不法投棄の根絶に向けた対策の充実
- 産業廃棄物の広域的な移動への対応
- 公共関与産業廃棄物処理施設の整備促進

③ 意識の改革

持続可能な循環型社会を構築するためには、社会の構成員である県民（消費者）、事業者（企業）、行政がパートナーシップを形成しつつ取り組んでいくことが重要である。特に、県民の行動が、市場を通じて企業に環境に配慮した商品の開発や供給を促すなど、県民の消費行動と事業者の生産活動とは、いわば「車の両輪」の関係にあるとも言え、次のとおり意識改革を進めていく必要がある。

a) 県民の意識改革

産業廃棄物に関する3R推進の中で優先順位が高いリデュース（発生抑制）やリユース（再使用）に係る技術も、消費者（県民）の経済社会活動やライフスタイルを変革することによって活用される。換言すれば、消費者がどのようなニーズを持つかによって、企業の生産・販売活動も変わってくるのであり、消費者が環境負荷の少ない製品を率先して購入するなどにより、企業における環境配慮型製品の開発に対するインセンティブが働く。

つまり、消費者（県民）が、産業活動から生まれた製品等の最終段階において、モノを再使用・再生利用するとともに、使い捨てにしないなど、3Rの推進に向けて自らのライフスタイル（日常の生活様式・行動様式）を変革することで、大量生産、大量消費、大量廃棄といった一方通行型の社会経済構造が見直され、結果として企業の事業活動から生じる産業廃棄物の発生抑制や縮小につながる。

したがって、消費者である県民は、企業が提供する製品やサービスをただ黙って消費するだけの受け身の存在ではなく、環境対応にはコストがかかることを正しく認識するとともに、環境に配慮した企業や商品に対する選択を積極的にメッセージとして発信していくなど、環境への意識を高めていくことが重要である。

このため、次のような施策を重点的に実施していくことが考えられる。

【重点施策】

- 「おかやま・もったいない運動」を通じた県民のライフスタイルの変革
- 「おかやまりサイクル・もって一ネット」の充実と利用促進

- 3Rに関する環境教育・環境学習の推進
- 環境NPO等との協働による3Rに向けた取組の推進
- 環境情報受発信システムの整備

b) 事業者の意識改革

事業者（企業）は、環境への影響を低減する製品・サービスを市場に提供できる立場にあることに加え、廃棄物処理・再生利用を行う技術や製品の環境情報を消費者に提供できる立場にあることから、循環型社会を形成する上で大きな社会的責任を負っており、その先導的な役割を果たすべきである。

このため、次のような施策を重点的に実施していくことが考えられる。

【重点施策】

- CSR（企業の社会的責任活動）の普及
- 環境マネジメントシステムの普及拡大
- リサイクル関連法の周知・徹底

c) 市町村の意識改革

市町村は、住民にもっとも身近な行政主体であることから、岡山県との連携を密にして、廃棄物の処理対策を推進するとともに、住民に対して、環境教育等の実施や再生品等の使用促進など、循環型社会形成の取組推進に向けた普及啓発に努めることが求められている。

このため、次のような施策を重点的に実施していくことが考えられる。

【重点施策】

- 市町村と連携した不適正処理対策の推進
- 市町村における3Rの取組に向けた普及啓発の促進
- 市町村におけるグリーン購入の推進

4 税制度のあり方

(1) 課税方式

課税方式は、最終処分業者特別徴収方式を基本としており、最終処分業者が排出事業者又は中間処理業者から産業廃棄物処理税を徴収し、岡山県に申告納入することとされているが、自社処分の場合は、排出事業者自身が最終処分を行うものであるため、排出事業者が直接、岡山県に申告納付することとされている。最終処分業者特別徴収方式は、最終処分業者を特別徴収義務者とする制度であるが、最終処分場に産業廃棄物を搬入するすべての排出事業者又は中間処理業者を対象とすることができるため、税の負担の公平性を確保することができるというメリットがあることや、徴収コストを縮減できることが考慮され、岡山県では、本課税方式が採用されている。

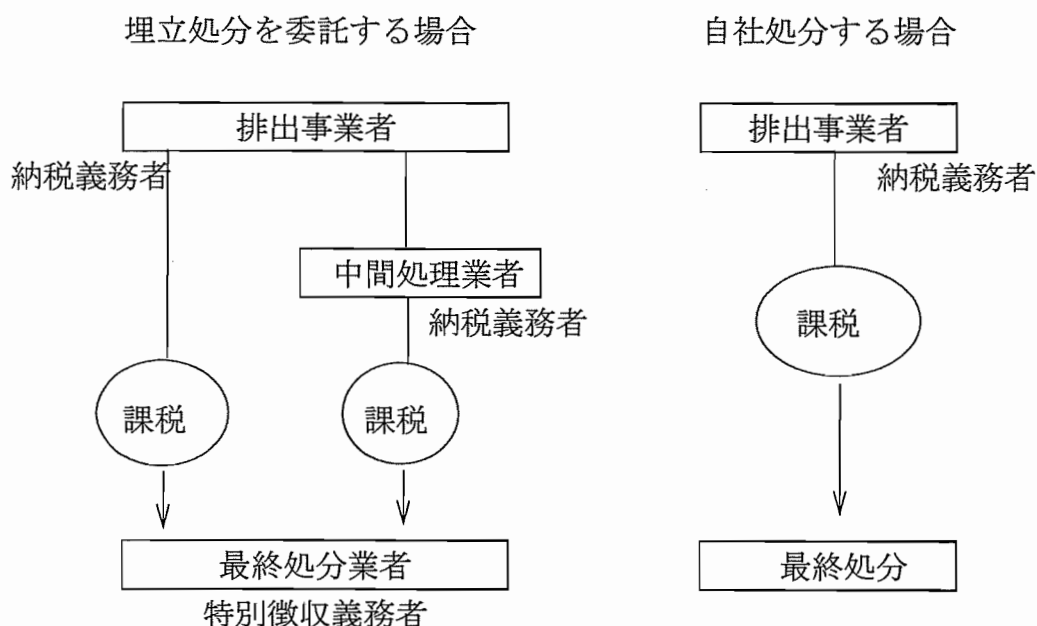
なお、三重県及び滋賀県においては、排出事業者申告納付方式が採用されているが、岡山県を含む25道府県においては、最終処分業者特別徴収方式が採用されている。

排出事業者申告納付方式は、納税義務者である排出事業者が直接、岡山県に申告納

付するものであるため、すべての排出事業者を把握する必要が生じることとなり、徴税コストが増嵩することが考えられる。これに対応するには、免税点制度を設けることにより事務処理経費を軽減するなど、制度設計に工夫を凝らすことが必要となるが、免税点に満たない量の産業廃棄物の搬入に対し、産業廃棄物処理税を課さないこととすると、税の負担の公平性が損なわれるため、このような方策を採ることは可能な限り回避すべきである。

産業廃棄物処理税導入後の状況をみる限り、最終処分業者特別徴収方式のもとで適切に申告納入が行われており、この課税方式が定着していることや産業廃棄物処理税導入の副次的効果として、産業廃棄物の最終処分量が減少傾向にあることにかんがみると、現在の課税方式を変更する必要はないものと考えられる。

(参考) 税制度のしくみ



(2) 税 率

① 産業廃棄物処理税は、最終処分場へ搬入される産業廃棄物の量を課税標準として課税されているが、税率は、次の点を総合的に勘案して、最終処分場に搬入される産業廃棄物1トン当たり1,000円とされている。

- ・岡山県内の企業活動に多大な影響を与えない水準であること。
- ・岡山県外へ産業廃棄物が流出しない水準であること。
- ・同様の税制度を導入している道府県との均衡を失しない水準であること。

② 産業廃棄物処理税導入後の岡山県内企業の活動状況をみると、法人事業税の税収や製造品の出荷額等は、導入前(平成14年度)よりも導入後(平成18年度)のほうが増加しており、その活動に多大な影響を与えたとは認められない。

また、最終処分のために岡山県から県外へ流出した産業廃棄物の量は、導入前(平成14年度)が26千トンであるのに対し、導入後(平成16年度)は5千トンであり、産業廃棄物処理税の導入が産業廃棄物の県外への流出を促しているとは認められない。

さらに、産業廃棄物処理税に相当する税を導入している26道府県は、税率を産業廃棄物1トンあたり1,000円とすることを基本としているところであり、各道府県との均衡は維持されているものと考えられる。

以上の状況にかんがみると、現行の産業廃棄物1トンあたり1,000円という税率は極めて適切であり、産業廃棄物の最終処分量の減少という副次的効果も得られているため、変更する必要はないものと考えられる。

(3) 特例措置

岡山県においては、すべての排出事業者が産業廃棄物の発生を抑制とその再生利用の推進に努めてもらうことが重要であるとの認識に立ち、課税免除等の特例措置は講じられていないのに対し、11の県においては、排出事業者が自ら処分する場合における産業廃棄物の搬入や天災等により生じた産業廃棄物の搬入等に対して課税免除等を行うための規定が設けられるなど、特例措置が講じられている。

しかし、循環型社会を形成するためには、いかなる理由で発生した産業廃棄物であっても、まずはこれを再生利用することを考えてもらう必要があること、課税免除等の規定を設けていない県が多いこと、新たに課税免除等の規定を設けると、税制度が複雑なものとなり、税制度はできるだけ簡素でわかりやすいものであるべきという理念に反することとなることにかんがみると、直ちに課税免除等の特例措置を講じる必要はないものと考えられる。

(参考)

① 自社処分場への産業廃棄物の搬入に対する課税について

広島県外2県においては、排出事業者が自ら産業廃棄物を処理する場合にあっては、産業廃棄物は自らの責任で処理しなければならないという廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）の趣旨にかなうこととなることを理由として、課税を免除することとされている。

しかし、産業廃棄物の最終処分量に対して課税するという税制度の理念にかんがみると、産業廃棄物を最終処分するにもかかわらず、自ら処分するか、委託により処分するかという点に着目して、課税に差異を設けると、税の負担の公平性が損なわれることとなる。また、副次的に得られる産業廃棄物の最終処分量の減少という効果にも少なからず影響が生じるため、自社処分場への産業廃棄物の搬入については、直ちに課税を免除する必要はないものと考えられる。

② 天災等により生じた産業廃棄物の搬入に対する課税について

福岡県外6県においては、天災等により生じた産業廃棄物の搬入については課税を免除することとされている。

しかし、19の道府県においては災害により発生した産業廃棄物とそうでないものの区分が非常に難しいこと、現実には災害で発生する廃棄物の主なものは一般廃棄物であることにかんがみ、課税を免除することとされていない。

また、被災者を真に救済するには、税の免除ではなく、補助金などの給付で対応

すべきであり、いたずらに税制度に頼るべきではない。

以上の点にかんがみると、天災等により生じた産業廃棄物の搬入についても、直ちに課税を免除する必要はないものと考えられる。

③ 不法投棄された産業廃棄物を処理するための搬入に対する課税について

鹿児島県外2県においては、不法投棄された産業廃棄物を処理するための搬入については課税を免除することとされている。

不法投棄された産業廃棄物は、原則として、不法投棄を行った者自らに処理をさせるべきであり、その際には、一般の排出事業者と同様に産業廃棄物処理税を負担させる必要がある。しかし、行政代執行により不法投棄された産業廃棄物を処理する場合において、不法投棄を行った者に代位して不法投棄された産業廃棄物を処理する県や保健所設置市が一時的に負担することとなる産業廃棄物処理税の課税を免除すると、処理費用に上乗せして産業廃棄物処理税相当額を請求する必要性がなくなることとなり、税の負担の公平性が損なわれるため、不法投棄された産業廃棄物を処理するための搬入についても、直ちに課税を免除する必要はないものと考えられる。

(4) 検 討

岡山県産業廃棄物処理税が法定外目的税であることにかんがみると、岡山県知事は、今後、岡山県産業廃棄物処理税条例の一部を改正する条例の施行後5年を目途として、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講じるべきものと考えられる。

5 基金のあり方

岡山県循環型社会形成推進基金は、産業廃棄物の発生の抑制、減量化、再生利用その他適正な処理の促進を図るために設置され(条例第1条)、各年度において、産業廃棄物処理税の収入のうち、徴税费、保健所設置市交付金及び事業充当額以外の全額を積み立てるとともに、運用益の全額を積み立てるものとされている(条例第2条、第4条)。

また、前記の目的を達成するための経費の財源に充てる場合に限り、処分することができることとされている(条例第5条)。

すなわち、この基金は、将来の産業廃棄物処理税の減収を予想して、産業廃棄物の発生の抑制、減量化、再生利用その他適正な処理の促進を図るための財源を平準化するために積み立てられているものである。

平成18年度末での基金積立累計額を見てみると、1,063,186千円となっているが、これは、平成15年度の産業廃棄物処理税の導入から3年間程度、税収の変動や将来的な見通しを見極めながら、事業費への充当を慎重に行ってきたためと考えられ、平成19年度予算においては、循環型社会の形成に向けた取組を強化するため、約7億円を事業費に充当し、1億円余りを基金から取り崩すこととされている。

このように、この基金は、充当事業費と密接不可分の関係にあり、将来、産業廃棄物処理税の減収が予想される中、前述した使途事業の方向性に沿って施策・事業を推進し

将来にわたり循環型社会の形成促進を図っていくためには、今後とも、安定的・継続的に事業を展開するための貴重な財源として、また、新たな課題に対応するための財源として活用していく必要がある。

(参考)

岡山県循環型社会形成推進基金条例（平成15年岡山県条例第10号）（抜粋）

第1条 産業廃棄物の発生の抑制、減量化、再生利用その他適正な処理の促進を図るため、岡山県循環型社会形成推進基金(以下「基金」という。)を設置する。

第2条 基金として、岡山県産業廃棄物処理税条例(平成十四年岡山県条例第四十七号)に基づく産業廃棄物処理税の収入の一部を一般会計歳入歳出予算(第四条において「予算」という。)に定めるところにより積み立てる。

第4条 基金の運用から生ずる収益は、予算の定めるところにより、第1条の目的を達成するため必要な経費の財源に充てることができる。

2 前項の規定による場合のほか、基金の運用から生ずる収益は、予算の定めるところにより基金に積み立てるものとする。

第5条 基金は、第1条の目的を達成するための経費の財源に充てる場合に限り、これを処分することができる。

資 料 編

- 岡山県税制懇話会設置要綱・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 岡山県税制懇話会委員名簿・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 岡山県税制懇話会審議経過・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 使途事業の実績と主な成果・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- 使途事業の概況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
- 産業廃棄物の発生及び処理状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13
- 他県における産業廃棄物処理税導入状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16

岡山県税制懇話会設置要綱

(目的)

第1条 岡山県税制懇話会（以下「懇話会」という。）は、県民生活の向上や活力ある地域社会の実現を図るために、地方分権の観点から課税自主権の活用等による岡山県にふさわしい税制のあり方について調査研究する。

(事業)

第2条 懇話会は、次に掲げる事項について調査及び研究を行い、成果を知事に報告する。

(1) 地方税制度のあり方

(2) 前号に掲げるもののほか、懇話会の目的を達成するために必要な事項

(委員)

第3条 懇話会は、委員で構成する。

2 委員には、前条に掲げる事業に関して学識経験等を有する者をもって充てる。

(運営)

第4条 懇話会に会長及び副会長を置き、会長は委員の中から互選により選出し、副会長は会長が指名する。

2 会長は、懇話会の会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

4 会議は、必要に応じて会長が招集する。

(意見の聴取)

第5条 会長は、必要があるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(事務局)

第6条 事務局は、総務部税務課に置く。

(その他)

第7条 この設置要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が定める。

附 則

この設置要綱は、平成19年4月20日から施行する。

岡山県税制懇話会委員名簿

| 氏 名 | 役 職 | 備 考 |
|-------|--|-----|
| 井頭 昭子 | 吉備国際大学非常勤講師 | |
| 石島 弘 | 岡山商科大学大学院法学研究科教授 | 副会長 |
| 岡本輝代志 | 岡山商科大学商学部教授・商学部長 | 会 長 |
| 桐野 宏司 | 岡山経済同友会企業経営・環境委員会委員長 瀬戸内エンジニアリング株式会社代表取締役社長 | |
| 澤根みどり | 税理士 | |
| 千葉 喬三 | 岡山大学学長 | |
| 成田美和子 | 岡山県ごみゼロ社会プロジェクト推進会議副会長 | |
| 豆原 直行 | 院庄林業株式会社代表取締役 | |

岡山県税制懇話会審議経過

| 会 議 | 年 月 日 | 主 な 議 題 |
|--------|-------------|--------------------------------|
| 第1回懇話会 | 平成19年 6月 8日 | ・産業廃棄物処理税の導入後の状況について |
| 第2回懇話会 | 平成19年 7月12日 | ・産業廃棄物処理税の使途事業と基金のあり方について |
| 第3回懇話会 | 平成19年 8月28日 | ・産業廃棄物処理税の使途事業のあり方と報告書（骨子）について |
| 第4回懇話会 | 平成19年10月23日 | ・岡山県税制懇話会報告書（案）について |

使途事業の実績と主な成果（平成 15～18 年度）

- 県では、産業廃棄物の発生抑制、減量化、再生利用等を推進するため、岡山県循環型社会形成推進条例の趣旨や、産廃税導入時の税制懇話会の報告書に基づき、「意識の改革」、「産業活動の支援」、「適正処理の推進等」、「環境インフラの整備」の4つを柱に税収を活用してきたところであり、4年間の充当状況は次のとおりである。

[産廃税の充当額（決算額）]

(単位：千円)

| 年度 | 15年度 | 16年度 | 17年度 | 18年度 | 計 |
|------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|---------------------|
| ①意識の改革 | 79,532 (31.9%) | 128,072 (33.4%) | 113,458 (30.0%) | 193,594 (39.6%) | 514,656 (34.3%) |
| ②産業活動の支援 | 105,190 (42.2%) | 166,548 (43.4%) | 113,573 (30.1%) | 158,335 (32.4%) | 543,646 (36.3%) |
| ③適正処理の推進等 | 62,388 (25.0%) | 86,944 (22.7%) | 149,393 (39.6%) | 135,425 (27.7%) | 434,150 (28.9%) |
| ④環境インフラの整備 | 2,319 (0.9%) | 1,972 (0.5%) | 1,192 (0.3%) | 1,273 (0.3%) | 6,756 (0.5%) |
| 合計 | 249,428 (100%) | 383,536 (100%) | 377,616 (100%) | 488,627 (100%) | 1,499,207 (100%) |

注) 下段の括弧書きの数値は、各年度の合計に占める比率

- 産廃税導入後の4年間で、約15億円の税収を充当して事業を実施した。なお、4つの柱ごとの主な事業は、以下のとおりである。

①意識の改革

(環境教育・学習の振興等)

小中学生等を対象に環境学習エコツアー、環境学習出前講座、「環境を考える作文コンクール」等を実施したほか、環境学習推進校やスーパーエンバイロメントハイスクールを指定し、小中学校や高等学校での環境教育等を推進した。また、NPOなどの民間団体と協働し、県民局ごとに環境学習を実施したほか、大学との協働による研究事業や環境学習を行った。(平成18年度までの4年間の税充当額310,650千円)

[年度別実績]

| | H15 | H16 | H17 | H18 |
|-----------------------|--------|--------|--------|--------|
| 環境学習エコツアーの参加者 | - | 3,301人 | 5,484人 | 5,844人 |
| 環境学習出前講座の参加者 | 1,572人 | 1,479人 | 1,461人 | 867人 |
| 環境作文コンクールの応募者 | 935人 | 1,263人 | 1,600人 | 1,603人 |
| 環境学習推進校の指定 | - | 20校 | 20校 | 20校 |
| スーパーエンバイロメントハイスクールの指定 | - | 2校 | 5校 | 4校 |

(環境情報の拠点づくり)

インターネットとデータベース機能を組み合わせ、循環資源に関する行政・企業・県民情報を一括管理し、受発信できる「循環資源情報提供システム」を整備した。また、企業間の循環資源の取引の場として、ネット上で需要情報・供給情報を登録・更新できる「循環資源マッチングシステム」の構築支援を行った。(平成18年度までの4年間の税充当額73,622千円)

(環境にやさしい企業づくり)

岡山県エコ製品等の使用や販売の促進、ゼロエミッション等に積極的に取り組んでいる203事業所を「岡山エコ事業所」として認定したほか、県民に対して、各種広報媒体等を活用し制度の周知や認定事業所の普及促進に努めた。(平成18年度までの4年間の税充当額60,091千円)

(リサイクル推進県民運動の推進)

再生品等の使用の促進を図るための「グリーン調達」や「岡山県マイバッグ運動」を推進したほか、「ごみ減量化・リサイクル推進ポスターコンクール」、「エコフェスタおかやま」等を実施した。また、県民が利用する公共施設等にペレットストーブを設置する場合、当該設置者に経費を助成した。(平成18年度までの4年間の税充当額70,293千円)

[年度別実績]

| | H15 | H16 | H17 | H18 |
|-------------------------|---------------------|---------------------|----------------------|----------------------|
| グリーン調達実績 (調達件数・調達金額) | 23,144件 68,789千円 | 28,411件 82,412千円 | 42,023件 342,192千円 | 40,305件 333,076千円 |
| マイバッグ運動の取組 団体数 | 3団体 | 130団体 | 148団体 | 149団体 |
| ごみ減量化ポスターの 応募者 | 1,326人 | 1,467人 | 1,319人 | 1,344人 |
| エコフェスタおかやま の来場者 | 5,000人 | 7,000人 | 10,000人 | 10,000人 |

②産業活動の支援

(リサイクルに関する技術開発や施設整備への支援)

産業廃棄物のリサイクルを推進するため、民間事業者が行う先進的なリサイクル関係施設等の整備や、民間事業者や産学官等が連携するなどして行うリサイクル技術の開発等について、「岡山県資源循環推進事業」として15件の事業承認を行い、経費を助成した。(平成18年度までの4年間の税充当額264,055千円)

[年度別実績]

| | H15 | H16 | H17 | H18 |
|--------------------|---------------------|---------------------|--------------------|---------------------|
| 資源循環推進事業 (施設整備) | 承認 4 件 50,000 千円 | 承認 1 件 58,250 千円 | 承認 0 件 0 千円 | 承認 2 件 50,000 千円 |
| 資源循環推進事業 (技術開発) | 承認 4 件 9,402 千円 | 承認 0 件 8,000 千円 | 承認 1 件 2,710 千円 | 承認 3 件 3,354 千円 |

(公共事業のグリーン化の促進)

県内で発生量・最終処分量の多い産業廃棄物（循環資源）を有効活用するための調査研究や、ごみ焼却灰を溶融して発生するスラグ等（循環資源）を活用するための試験調査等を行い、資材としての有効性を検証した。

また、木質バイオマス資源を多角的に利用するための技術開発支援や、豚糞尿等を原料とするメタンガス利用のバイオマス発電施設を整備したこと等により、バイオエタノールから製造したE3ガソリンの公用車でのモデル使用やバイオマス由来の建築資材としての商品化などが実現した。（平成18年度までの4年間の税充当額162,496千円）

(再生品・再生資材の利用促進対策)

県内で現に製造・販売されている使用を促進すべきリサイクル製品を対象とした「岡山県エコ製品」を457件認定したほか、県民に対して、各種広報媒体等を活用し、「岡山県再生品の使用促進に関する指針」等の制度周知や認定製品の普及や利用促進に努めた。（平成18年度までの4年間の税充当額117,095千円）

③適正処理の推進等

(不適正処理防止の強化対策)

次のとおり、産業廃棄物の不適正処理防止に向けた対策を行った。（平成18年度までの4年間の税充当額85,259千円）

○不法投棄の防止啓発

不法投棄や野外焼却等の防止啓発として、岡山市、倉敷市を除く県内全戸にリーフレットを配布したほか、年間を通じてラジオスポットを実施した。

[年度別実績]

| | H15 | H16 | H17 | H18 |
|---------|----------|-----------|-----------|-----------|
| リーフレット | 30,000 部 | 300,000 部 | 300,000 部 | 300,000 部 |
| ラジオスポット | 延 84 回 | 延 200 回 | 延 224 回 | 延 224 回 |

○県外の産業廃棄物搬入車両への対応

手口の悪質・巧妙化や活動範囲の広域化に対処するため、警察本部の協力を得て、県外から搬入される産業廃棄物運搬車両の路上検査を主要幹線道路で実施した。

[年度別実績]

| | H15 | H16 | H17 | H18 |
|-------------------|---------------|---------------|---------------|----------------|
| 車両検査の台数 (延べ回数) | 60 台 (4 回) | 53 台 (4 回) | 84 台 (6 回) | 112 台 (6 回) |
| うち指導台数 | 9 台 | 9 台 | 12 台 | 9 台 |

○産業廃棄物処理業者への支援対策等

法・政省令の改正に伴う制度周知や不適正処理事案等の拡大抑制・未然防止を図るため、処理業者に対する研修会や計量設備等の導入経費に対し助成を行ったほか、廃棄物担当職員に対し専門研修を行った。

また、産業廃棄物処理システムの透明性を図り、不適正処理事案等に迅速に対応するため、排出事業者や処理業者に対し電子マニフェストの普及に向けた説明会を行った。

[年度別実績]

| | H15 | H16 | H17 | H18 |
|----------------------|-------------------------|-------------------------|-------------------------|-------------------------|
| 研修会経費の助成 (回数/参加者) | 2,000 千円 (2 回/117 人) | 2,000 千円 (3 回/124 人) | 2,500 千円 (3 回/173 人) | 2,500 千円 (3 回/268 人) |
| 設備導入費の助成 (件数) | 10,444 千円 (5 件) | 7,182 千円 (3 件) | 11,658 千円 (5 件) | 12,164 千円 (6 件) |

(監視指導体制の強化対策)

次のとおり、産業廃棄物に関する監視指導体制の強化を図った。(平成 18 年度までの 4 年間の税充当額 282,267 千円)

○警察官OBの配置

悪質な不適正事案には暴力団関係者が関与している場合が多いため、警察官OBを嘱託職員として各県民局及び支局に配置し、監視指導体制の強化を図った。

[年度別実績]

| | H15 | H16 | H17 | H18 |
|----------|-------|---------|---------|---------|
| 警察官OBの配置 | 計 3 名 | 計 6 名 | 計 9 名 | 計 9 名 |
| 〃 出動回数 | 555 回 | 1,278 回 | 1,718 回 | 1,865 回 |
| 〃 立入検査 | 370 回 | 797 回 | 1,206 回 | 1,331 回 |

○休日・夜間等への対応

職員の監視指導が手薄となる土日・祝日・早期・夜間に敢行される不法

投棄を未然に防止するため、夜間・休日の監視パトロールを実施したほか、反復継続的に不法投棄が行われる場所等に監視カメラを設置した。

[年度別実績]

| | H15 | H16 | H17 | H18 |
|--------------|------|------|------|------|
| 休日夜間のパトロール回数 | 214回 | 316回 | 316回 | 311回 |
| 〃 不法投棄等の報告件数 | 66件 | 113件 | 83件 | 60件 |
| 監視カメラの設置台数 | 14か所 | 22か所 | 21か所 | 18か所 |

○中山間地域への対応及び早期捕捉対策

不法投棄は山林や丘陵など人目の届かない場所を選んで行われることが多いため、中山間地等で事業活動を行う事業者との「発見通報協定」を締結したほか、県庁担当課内に全県一本化した通報の受け皿として「不法投棄110番」を設置した。また、「不法投棄監視事業を行う市町村への支援制度」や通勤等移動中に不法投棄等のパトロールを行う者を監視員に委嘱する「不法投棄監視員制度」などを創設した。

[年度別実績]

| | H15 | H16 | H17 | H18 |
|---------------------|------------------|-----------------|------------------|------------------|
| 発見通報協定の締結 | 4団体 | 1団体 | 1団体 | 1団体 |
| 不法投棄110番の報告 | 100件 | 92件 | 80件 | 78件 |
| 不法投棄監視事業の市町村へ助成(件数) | 1,899千円 (13件) | 2,000千円 (9件) | 3,634千円 (12件) | 3,949千円 (13件) |
| 不法投棄監視員の報告 | 427件 | 403件 | 344件 | 407件 |

(有害産業廃棄物の適正処理対策)

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正処理に当たっては、国及び全国自治体と足並みを揃えた対応を行う必要があるため、国等で算定された所要額を当該廃棄物処理基金に拠出した。また、過去に建設資材などの用途に使用されてきたアスベストによる健康被害が社会問題化しているため、環境大気中の濃度測定等を実施したほか、アスベストの適正処理に向けた研究や普及啓発を行った。(平成18年度までの4年間の税充当額66,624千円)

④環境インフラの整備

(公共関与による廃棄物処理施設の整備促進)

県内の産業廃棄物最終処分場の残余容量が逼迫しており、早急に公共関与によるモデル的な最終処分場を整備する必要があることから、関係法令手続等への支援を行った。(平成18年度までの4年間の税充当額647千円)

(環境の世紀にふさわしい先進的プロジェクトの推進)

岡山エコタウンプランの策定やエコタウン事業運営組織の調査研究を行ったほか、「瀬戸内エコタウン広域連携事業」等を実施したことにより、資源循環による環境負荷の低減や環境産業の振興に向けた連携方策に係る調査研究が進むなど一定の成果が得られた。(平成 18 年度までの 4 年間の税充当額 6,109 千円)

[事業所の意見]

本県や中国経済産業局が行ったアンケート調査の結果によると、本県を含む中国地域にあっては、多くの排出事業者や処理業者から、産廃税の導入が概ね肯定的に受け止められているほか、使途事業の内容についても一定の評価を得ている。また、産廃税の導入を排出削減やリサイクルの取組推進の一因に挙げる事業者も見られる。

使途事業の概況（平成15～18年度）

産業廃棄物処理税の使途目的と実際に充当した事業の関係は、次のとおりである。

I 意識の改革〔総充当額 514,656千円〕

| 使 途 目 的 | 実施した事業（4年間充当額：千円） |
|--|---|
| 1. 環境教育・学習の振興等 | 310,650 |
| ①次世代を担う子供たちへの環境学習や体験学習等の機会の提供 | <ul style="list-style-type: none"> ・岡山環境学習フロンティア事業（95,425） ・おかやまエコフィールド体験事業（59,357） ・環境学習推進事業（20,079） ・おかやまっ子環境学習応援事業（17,268） ・スーパーバイロメントハイスクール研究開発事業（61,230） ・エコタウン推進事業（再掲44,637） ＜環境学習プラザ調査事業＞ ・児島湖環境学習事業（1,953） ・エコ＊ボランティア実践事業（961） ・玉島ハーバアライントエコパーク整備事業（51,500） ・地域環境パートナーシップ推進事業（2,877） |
| ②生涯学習として行う講習会等の開催 | |
| 2. 環境情報の拠点づくり | 73,622 |
| ①排出事業者に対する産業廃棄物の発生抑制やリサイクルを推進するために必要な技術的な情報の提供など、産業廃棄物に関する多様な情報提供システムの整備 | <ul style="list-style-type: none"> ・循環資源情報提供システム整備事業（73,622） ＜リサイクル情報システム、おかやまリサイクルもって一ネット＞ |
| ②再生資源の事業者間での取引を促進するシステムの整備 | <ul style="list-style-type: none"> ・循環資源情報提供システム整備事業（再掲73,622） ＜循環資源マッチングシステム＞ |
| 3. 環境NGOの活動支援 | |
| ①産業廃棄物に対する正しい理解を深めるために環境NGOが行う研修会等の事業に対する支援 | |
| ②環境NGOのホームページ開設経費の助成 | |
| ③環境NGO・行政・企業の相互理解とネットワークの構築（岡山県版グリーン購入ネットワークの創設など） | |
| 4. 環境にやさしい企業づくり | 60,091 |
| ①中小企業（産業廃棄物処理業者を含む。）などを対象としたISO14001など、環境マネジメントシステム・環境会計などの導入を促進するための講習会等の開催 | |
| ②環境にやさしい企業の認定制度創設、認定事業者のPR・顕彰等の支援策 | <ul style="list-style-type: none"> ・環境にやさしい企業づくり事業（15,454） ・エコタウン推進事業（44,637） ＜巡回エコ製品等普及展示会開催事業＞ |
| 5. リサイクル推進県民運動の推進 | 70,293 |
| ①マイバッグ運動など環境にやさしい買い物運動等の全県的な展開 | <ul style="list-style-type: none"> ・ごみ減量化推進対策事業（47,902） ＜ごみゼロ社会推進事業、エコフェスタおかやま開催事業、もったいない運動推進事業＞ |
| ②市町村や環境NGOの行う県民運動等に対する支援 | <ul style="list-style-type: none"> ・生活排水対策支援事業（14,732） ・瀬戸内海環境美化推進事業（4,975） ・木質ペレット利用促進モデル事業（2,684） |

II 産業活動の支援〔総充当額 543,646千円〕

| 使 途 目 的 | 実施した事業（4年間充当額：千円） |
|--|--|
| 1. リサイクル技術等の開発支援 | 263,639 |
| ①産業廃棄物のリサイクルを推進するため、産学官が連携するなどして行う技術の開発 | <ul style="list-style-type: none"> ・おかやま木質バイオマス利用開発推進事業 (46,518) ・循環型産業クラスター形成促進事業（再掲87,649） ＜循環資源有効利用推進研究委託事業＞ |
| ②事業者に対するリサイクル技術開発経費の助成 | <ul style="list-style-type: none"> ・循環型社会形成推進モデル〈地域ミニエコタウン〉事業 (129,472) ・循環型産業クラスター形成促進事業（87,649） ＜地域ミニエコタウン事業＞ |
| ③中小企業に対する技術アドバイザーの派遣など技術的な支援 | |
| ④新たなリサイクルシステム（静脈物流システムなど）の開発支援 | <ul style="list-style-type: none"> ・循環型産業クラスター形成促進事業（再掲87,649） ＜循環資源活用推進事業＞ |
| 2. リサイクル施設等の近代化 | 416 |
| ①産業廃棄物排出事業者や中間処理業者に対する産業廃棄物のリサイクルを推進する施設、設備・機器の設置や改善に対する支援 | <ul style="list-style-type: none"> ・循環型社会形成推進モデル〈地域ミニエコタウン〉事業（再掲129,472） ・循環型産業クラスター形成促進事業（再掲87,649） ＜地域ミニエコタウン事業＞ ・資源循環型地域振興施設整備事業（416） |
| 3. 公共事業のグリーン化の促進 | 162,496 |
| ①再生資源を公共事業で活用していくための実証試験等の研究費用 | <ul style="list-style-type: none"> ・エコ工法推進モデル事業（47,999） ・資源循環型林道整備実証事業（38,697） ・畜産バイオマス利活用実証展示普及促進事業 (36,220) ・新素材利用漁場改善事業（3,815） ・高品位炭を利用した児島湖流入河川水質浄化モデル事業（15,115） ・児島湖水質浄化実証モデル事業（7,646） ・児島湖資源循環システム実証事業（8,779） ・水生植物等未利用資源活用促進事業（4,225） |
| ②再生資源を公共事業で活用していくための再生資材の規格づくり | |
| 4. 再生品・再生資材の利用促進対策 | 117,095 |
| ①事業者の行う廃棄物を使用した製品開発への支援 | <ul style="list-style-type: none"> ・農村型資源作物循環システム推進事業（6,258） |
| ②事業者が自ら開発した再生品・再生資材の販路開拓を促進するための事業 | <ul style="list-style-type: none"> ・循環資源有効利用推進事業（21,201） ・循環型環境ビジネス支援事業（5,308） ・バイオマス利活用フロンティア推進事業 (3,393) ・バイオエタノール利用促進モデル事業 (17,190) |
| ③県内で製造された再生品の認定制度の創設 | <ul style="list-style-type: none"> ・再生品使用促進事業（27,038） |
| ④その他 | <ul style="list-style-type: none"> ・産業廃棄物実態調査等事業（26,347） ・たい肥を活用！おかやまブランド農産物応援事業（10,360） |

Ⅲ 適正処理の推進等〔総充当額 434,150千円〕

| 使 途 目 的 | 実施した事業（4年間充当額：千円） |
|--|---|
| 1. 不法投棄の未然防止対策の充実 | 367,526 |
| ①監視体制の強化 | <ul style="list-style-type: none"> 産業廃棄物不適正処理防止強化事業(80,322) <不法投棄防止啓発(リーフレット作成、ラジオスポット啓発等)> <運搬車両の検問> <産業廃棄物処理業者の育成> 監視指導体制強化事業(282,267) <警察官OBの増員、巡回監視パトロール車の整備> <監視パトロールの民間会社への委託、監視カメラ導入による監視> <不法投棄110番の設置、発見通報協定の締結、監視員の委嘱等> 産業廃棄物処理業者対応力強化事業(2,597) 電子マニフェスト普及促進事業(2,340) |
| ②その他 | |
| 2. 廃棄物の適正処理のための技術開発の支援 | 66,624 |
| ①有害な産業廃棄物を無害化、安定化し、環境への影響を未然に防止するために産業廃棄物の排出事業者等県内の事業者が行う産業廃棄物の適正かつ先進的な処理技術の開発への支援 | <ul style="list-style-type: none"> ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理推進事業(62,866) アスベスト対策事業(3,758) |
| 3. 環境負荷の総合評価手法の導入促進 | |
| ①廃棄物の処理及びリサイクルに伴う環境への負荷を総合的に評価する手法(ライフサイクルアセスメントなど)の導入の促進 | |

Ⅳ 環境インフラの整備〔総充当額 6,756千円〕

| 使 途 目 的 | 実施した事業（4年間充当額：千円） |
|--|--|
| 1. 公共関与による廃棄物処理施設の整備の促進 | 647 |
| ①公共関与により産業廃棄物処理施設の整備を促進するため、産業廃棄物処理施設の立地する市町村が行う産業廃棄物処理施設の周辺地域の整備に対する助成等 | <ul style="list-style-type: none"> 公共関与産業廃棄物処分場建設推進費(647) |
| 2. 環境の世紀にふさわしい先進的プロジェクトの推進 | 6,109 |
| ①環境調和型のまちづくりを進めるために、産学官が連携し、当該地域の産業集積等を生かして行う環境コンビナート形成やゼロエミッション工業団地の形成など、環境先進県岡山を全国にアピールするモデル的かつ先進的な資源化施設の整備を中核とした事業の実施を促進するための経費 | <ul style="list-style-type: none"> エコタウン推進事業(6,109) <エコタウン広域連携事業> 資源循環型地域振興施設整備事業(再掲416) 玉島ハーバード・アイランド・エコパーク整備事業(再掲51,500) 循環型社会形成推進モデル<地域ミニエコタウン>事業(再掲129,472) 循環型産業クラスター形成促進事業(再掲87,649) |

産業廃棄物の発生及び処理の状況

1 産業廃棄物の現況（県内分）

（1）発生量及び処理の状況

県内で発生した産業廃棄物の発生及び処理の状況は次表のとおりである。発生量は増加する傾向にあるが、最終処分量は産廃税の導入前の平成14年度（881千t）に比べ平成17年度は501千t（56.9%）と大幅に減少している。

（単位：千t／年）

| | 平成14年度 | 平成15年度 | 平成16年度 | 平成17年度 | 対14年度比 |
|-------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 発生量 | 11,685 | 12,158 | 12,224 | 12,239 | 104.7% |
| 資源化量 | 6,915 | 7,459 | 7,906 | 7,928 | 114.6% |
| 減量化量 | 3,874 | 4,111 | 3,798 | 3,809 | 98.3% |
| 最終処分量 | 881 | 582 | 510 | 501 | 56.9% |

※ 岡山県産業廃棄物実態調査結果

（2）業種別の発生量（平成17年度実績）

県内で発生した産業廃棄物の発生量を業種別にみると製造業が最も多く（76.7%）、次いで、電気・水道業（10.5%）、建設業（9.8%）の順になっており、この3業種で全体の96.9%を占めている。

（3）種類別の発生量（平成17年度実績）

県内で発生した産業廃棄物の発生量を種類別にみると鉱さいが最も多く（40.0%）、次いで、汚泥（35.6%）、がれき類（7.9%）、ばいじん（7.2%）の順になっており、この4種類で全体の90.6%を占めている。

（4）種類別の最終処分量（平成17年度実績）

県内で発生した産業廃棄物の最終処分量を種類別にみると汚泥が最も多く（32.7%）、次いで、ばいじん（17.2%）、鉱さい（12.8%）、がれき類（10.4%）、廃プラスチック類（10.4%）、燃え殻（7.6%）の順になっており、この6種類で最終処分量全体の91.0%を占めている。

2 最終処分量の推移（県内処理）

県内の最終処分場に搬入される産業廃棄物（県外から搬入されるものを含む）の量は次表のとおりである。

産廃税の導入前の平成14年度（953千t）に比べ、平成17年度は892千t（93.6%）と減少している。

なお、県内で発生した産業廃棄物の最終処分量は大きく減少しているものの（1の（1）参照）、県外から県内に搬入される産業廃棄物の最終処分量は増加傾向にあり、その割合も増加している。

（単位：千 t / 年）

| | 平成 14 年度 | 平成 15 年度 | 平成 16 年度 | 平成 17 年度 | 対 14 年度比 |
|-------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 最終処分量 | 9 5 3 | 9 1 2 | 8 8 8 | 8 9 2 | 93.6% |
| 県外分 | 2 2 8 | 3 3 8 | 3 7 6 | 4 0 0 | 175.4% |
| (割合) | (2 4 %) | (3 7 %) | (4 2 %) | (4 5 %) | |

※ 産業廃棄物処理実績報告より集計

※ 調査方法が異なるため、税込から割り戻した処分量と異なる。

3 広域移動の状況

（1）県外への搬出

県内で発生した産業廃棄物のうち県外へ搬出され処理された産業廃棄物は、平成 14 年度（3 1 9 千 t）に比べ平成 16 年度は 5 5 0 千 t（172.4%）と大幅に増加している。

このうち、中間処理を目的とした搬出量は、平成 14 年度の 2 9 3 千 t が平成 16 年度には 5 4 4 千 t（185.7%）へと大幅に増加しているが、最終処分を目的とした搬出量は平成 14 年度の 2 6 千 t が平成 16 年度には 5 千 t（19.2%）に減少している。

（単位：千 t / 年）

| | | 平成 14 年度 | 平成 15 年度 | 平成 16 年度 | 対 14 年度比 |
|------------|------|----------|----------|----------|----------|
| 処 理 内 訳 | 中間処理 | 2 9 3 | 4 7 0 | 5 4 4 | 185.7% |
| | 最終処分 | 2 6 | 9 | 5 | 19.2% |
| | 合 計 | 3 1 9 | 4 7 9 | 5 5 0 | 172.4% |

※ 廃棄物の広域移動対策検討調査

※ 17 年度実績値は国が集計中

（2）県内への搬入

県内に搬入され処分された産業廃棄物は、平成 14 年度の 5 9 9 千 t が平成 16 年度には 7 0 9 千 t（118.4%）と増加している。

このうち、中間処理を目的とした搬入量は 3 0 0 千 t 台で推移しているが、最終処分を目的とした搬入量は平成 14 年度の 2 2 8 千 t が平成 16 年度には 3 7 6 千 t（164.9%）と大幅に増加している。

(単位：千 t / 年)

| | | 平成 14 年度 | 平成 15 年度 | 平成 16 年度 | 対 14 年度比 |
|------------|------|----------|----------|----------|----------|
| 処 理 内 訳 | 中間処理 | 3 7 1 | 3 0 0 | 3 3 3 | 89.8% |
| | 最終処分 | 2 2 8 | 3 3 8 | 3 7 6 | 164.9% |
| | 合 計 | 5 9 9 | 6 3 8 | 7 0 9 | 118.4% |

※ 廃棄物の広域移動対策検討調査

※ 17 年度実績値は国が集計中

4 今後の産業廃棄物の排出及び処理見込み

(1) 発生量等の将来予測

県内で発生した産業廃棄物の発生及び処理の状況並びにその将来予測は次のとおりである。発生量は僅かに増加するものの、最終処分量は、平成 22 年度には 498 千 t / 年になり、平成 17 年度に比べ 3 千 t / 年減少すると予測されている。

(単位：千 t / 年)

| | 平成 17 年度 実 績 | 平成 22 年度 予 測 |
|-------|-----------------|-----------------|
| 発生量 | 1 2, 2 3 9 | 1 2, 5 9 8 |
| 資源化量 | 7, 9 2 8 | 8, 0 2 7 |
| 減量化量 | 3, 8 0 9 | 4, 0 6 3 |
| 最終処分量 | 5 0 1 | 4 9 8 |

※ 岡山県産業廃棄物実態調査結果及び第 2 次岡山県廃棄物処理計画による

(2) 最終処分場の残余年数の推計

県内の最終処分場の残余年数は、平成 17 年度末時点で 3.6 年である。

| | 最終処分量 (H17 年度) | 残存容量 (H17 年度末) | 残余年数 (H17 年度末) |
|----------|-------------------|---------------------------|-------------------|
| 県内の最終処分場 | 8 9 2 千 t | 3, 2 0 2 千 m ³ | 3. 6 年 |

※ 岡山県調べ

※ t と m³ の換算比を 1 とする。

最終処分場の残余年数が逼迫している状況を踏まえ、排出抑制やリサイクルを促進するための各種施策を展開するとともに、現在、水島地区において、公共関与の新処分場（供用開始予定 H21 年度、埋立容量：2,400 千 m³）の整備事業を進めている。

他県における産業廃棄物処理税の導入状況

| 団体名 | 名称 | 税の仕組み | | | 導入状況 | 課税免除等 | 申告 |
|-----|-----------|--------------|--------------------|--------|--------------------------|----------------|-----|
| | | 徴収納税方式 | 課税標準 | 額(円/t) | | | |
| 三重県 | 産業廃棄物税 | 事業者申告納付方式 | 最終処分場又は中間処理施設への搬入量 | 1,000 | 平成14年4月1日 (平成23年まで延長) | | 年1回 |
| 岡山県 | 産業廃棄物処理税 | 最終処分業者特別徴収方式 | 最終処分場への搬入量 | 1,000 | 平成15年4月1日 | | 毎月 |
| 広島県 | 産業廃棄物埋立税 | 最終処分業者特別徴収方式 | 最終処分場への搬入量 | 1,000 | | 自社処分場への搬入は課税免除 | 年4回 |
| 鳥取県 | 産業廃棄物処分場税 | 最終処分業者特別徴収方式 | 最終処分場への搬入量 | 1,000 | | 自社処分場への搬入は課税免除 | 年4回 |
| 青森県 | 産業廃棄物税 | 最終処分業者特別徴収方式 | 最終処分場への搬入量 | 1,000 | 平成16年1月1日 | | 毎月 |
| 岩手県 | 産業廃棄物税 | 最終処分業者特別徴収方式 | 最終処分場への搬入量 | 1,000 | | | 毎月 |
| 秋田県 | 産業廃棄物税 | 最終処分業者特別徴収方式 | 最終処分場への搬入量 | 1,000 | | | 毎月 |
| 滋賀県 | 産業廃棄物税 | 事業者申告納付方式 | 最終処分場又は中間処理施設への搬入量 | 1,000 | 平成16年4月1日 | | 年1回 |
| 山口県 | 産業廃棄物税 | 最終処分業者特別徴収方式 | 最終処分場への搬入量 | 1,000 | | 自社処分場への搬入は課税免除 | 毎月 |
| 奈良県 | 産業廃棄物税 | 最終処分業者特別徴収方式 | 最終処分場への搬入量 | 1,000 | | | 毎月 |
| 新潟県 | 産業廃棄物税 | 最終処分業者特別徴収方式 | 最終処分場への搬入量 | 1,000 | | | 年4回 |
| 京都府 | 産業廃棄物税 | 最終処分業者特別徴収方式 | 最終処分場への搬入量 | 1,000 | | | 年4回 |
| 島根県 | 産業廃棄物減量税 | 最終処分業者特別徴収方式 | 最終処分場への搬入量 | 1,000 | 平成17年4月1日 | | 年4回 |

| 団体名 | 名称 | 税の仕組み | | | 導入状況 | 課税免除等 | 申告 |
|------|--------|-------------------|------------------|----------------------|-----------|---|-----|
| | | 徴収納税方式 | 課税標準 | 額(円/t) | | | |
| 鹿児島県 | 産業廃棄物税 | 焼却処理・最終処分業者特別徴収方式 | 最終処分場及び焼却施設への搬入量 | 800(焼却) 1,000(埋立) | 平成17年4月1日 | 大規模な災害で発生した産業廃棄物、不法投棄された産業廃棄物の処理のための搬入は課税免除 | 年4回 |
| 福岡県 | 産業廃棄物税 | 焼却処理・最終処分業者特別徴収方式 | 最終処分場及び焼却施設への搬入量 | 800(焼却) 1,000(埋立) | | 天災等により生じた産業廃棄物の搬入は課税免除 | 年4回 |
| 佐賀県 | 産業廃棄物税 | 焼却処理・最終処分業者特別徴収方式 | 最終処分場及び焼却施設への搬入量 | 800(焼却) 1,000(埋立) | | 天災等により生じた産業廃棄物の搬入は課税免除 | 年4回 |
| 長崎県 | 産業廃棄物税 | 焼却処理・最終処分業者特別徴収方式 | 最終処分場及び焼却施設への搬入量 | 800(焼却) 1,000(埋立) | | 不法投棄された産業廃棄物の処理のための搬入は免除(課税の特例) | 年4回 |
| 大分県 | 産業廃棄物税 | 焼却処理・最終処分業者特別徴収方式 | 最終処分場及び焼却施設への搬入量 | 800(焼却) 1,000(埋立) | | | 年4回 |
| 熊本県 | 産業廃棄物税 | 最終処分業者特別徴収方式 | 最終処分場への搬入量 | 1,000 | | | 年4回 |
| 宮崎県 | 産業廃棄物税 | 焼却処理・最終処分業者特別徴収方式 | 最終処分場及び焼却施設への搬入量 | 800(焼却) 1,000(埋立) | | 天災等により生じた産業廃棄物の搬入は課税免除 | 年4回 |
| 宮城県 | 産業廃棄物税 | 最終処分業者特別徴収方式 | 最終処分場への搬入量 | 1,000 | | 天災等により生じた産業廃棄物の搬入は課税免除 | 年4回 |
| 福島県 | 産業廃棄物税 | 最終処分業者特別徴収方式 | 最終処分場への搬入量 | 1,000 | 平成18年4月1日 | | 年4回 |

| 団体名 | 名称 | 税の仕組み | | | 導入状況 | 課税免除等 | 申告 |
|-----|-----------|--------------|------------|------------------|------------|---|-----|
| | | 徴収納税方式 | 課税標準 | 額(円/t) | | | |
| 愛知県 | 産業廃棄物税 | 最終処分業者特別徴収方式 | 最終処分場への搬入量 | 1,000 500(自社) | 平成18年4月1日 | 大規模な災害で発生した産業廃棄物、不法投棄された産業廃棄物の処理のための搬入は課税免除 | 毎月 |
| 沖縄県 | 産業廃棄物税 | 最終処分業者特別徴収方式 | 最終処分場への搬入量 | 1,000 | | | 年4回 |
| 北海道 | 循環資源利用促進税 | 最終処分業者特別徴収方式 | 最終処分場への搬入量 | 1,000 | 平成18年10月1日 | 天災等により生じた産業廃棄物の搬入は課税免除 | 年4回 |
| 山形県 | 産業廃棄物税 | 最終処分業者特別徴収方式 | 最終処分場への搬入量 | 1,000 | | | 年4回 |
| 愛媛県 | 資源循環促進税 | 最終処分業者特別徴収方式 | 最終処分場への搬入量 | 1,000 500(自社) | 平成19年4月1日 | | 年4回 |

総務委員会資料(Ⅲ)

頁

| | |
|--------------------------|---|
| ○損害賠償請求控訴事件の和解について | 1 |
| ○韓国慶尚南道との交流について | 3 |

平成19年11月15日

企 画 振 興 部

損害賠償請求控訴事件の和解について

県有財産売買契約に係る損害賠償請求控訴事件について、広島高等裁判所岡山支部から県による土地の買戻しを内容とした和解勧告があり、これを受け入れ、本件土地の買戻しを行う。

1 訴訟当事者

- ・控訴人（第1審原告）
兵庫県姫路市西八代町3番1号
マリンプラザ株式会社 代表取締役 くわだ たかとし 栗田 享敏
- ・被控訴人（第1審被告）
岡山県

2 係争物件（土地）

備前市日生町寒河^{せうご}字スワ380番39（浜山干拓地内）…次ページ参照
面積：6,194.74㎡

3 裁判の経緯

平成15年 9月17日 マリンプラザ^株と県有財産売買契約を締結

平成18年 2月 8日 マリンプラザ^株が損害賠償請求訴訟を提起

請求の理由及び内容

- ・ 不燃ゴミ等の埋立地として使用していた事実の説明を受けないまま購入したため、共同住宅建設が不可能となった。
- ・ 契約解除の上、売買代金77,124,513円、関連諸経費19,691,375円及び遅延損害金を支払うこと。

平成19年 2月 7日 第1審判決 原告の請求には理由がないなどとして県勝訴

2月14日 マリンプラザ^株が広島高裁岡山支部に控訴

10月25日 同高裁から和解勧告

和解勧告理由

- ・ 不燃ゴミ等埋立てに関する県の事前説明も十分とは言えず、歩み寄る余地がある。

4 和解の理由

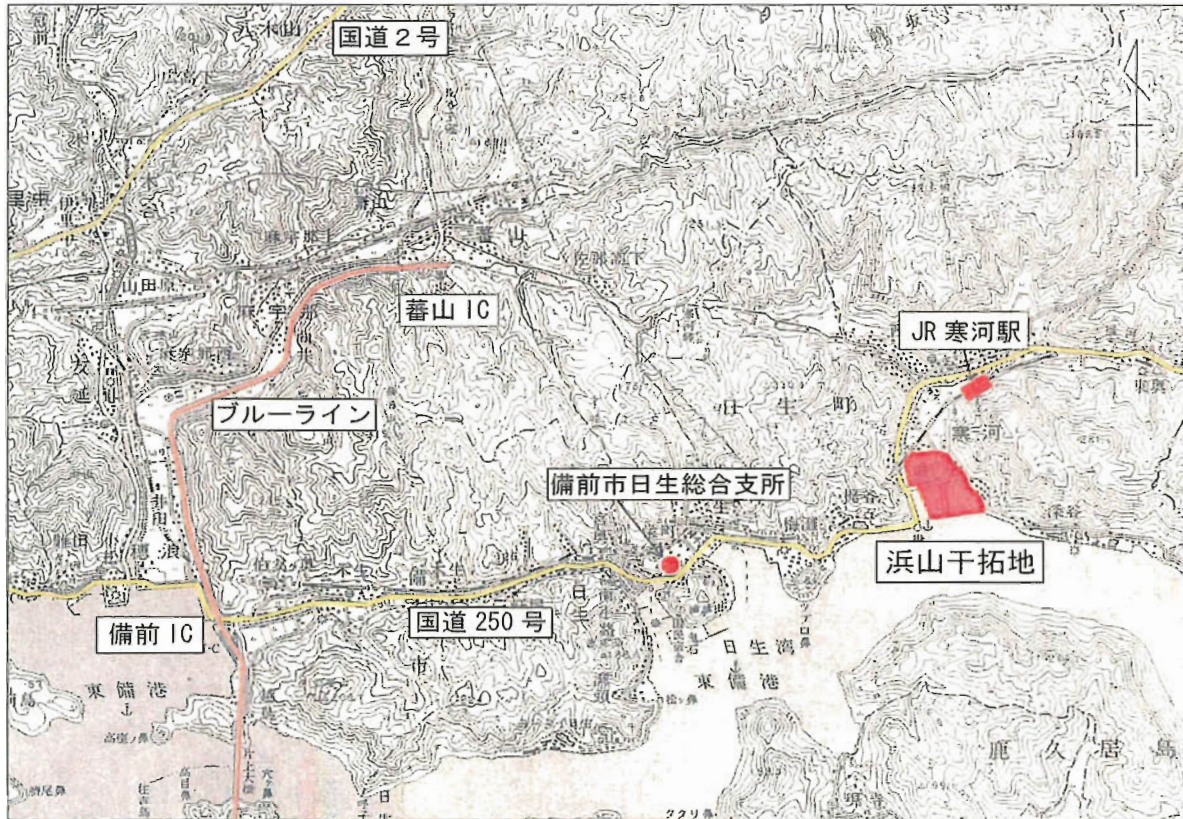
- (1) マリンプラザ^株側に共同住宅建設の意思が全くなく、同社が本件土地を所有する限り、当初の売買契約目的である地域振興に資する土地利用の達成は困難と判断した。
- (2) 県有財産売買契約書第11条の規定（買戻特約）により本件土地の買戻しを行う。

5 和解の内容

- (1) 被控訴人（岡山県）は、控訴人との間の平成15年9月17日付け県有財産売買契約書第11条の規定により、本件土地を控訴人から買い戻す。
- (2) 被控訴人は、買戻代金として77,124,513円を控訴人に支払う。
- (3) 控訴人はその余の請求を放棄する。
- (4) 訴訟費用は、1、2審とも各自の負担とする。

備前市日生町浜山干拓地位置図

位置図



平面図



韓国慶尚南道との交流について

朝鮮半島と日本との善隣友好使節である朝鮮通信使が1607年に再開されて、本年が400周年に当たることから、先般、11月10日(土)～11日(日)に官民で構成する実行委員会により、多くの県民や朝鮮通信使ゆかりの地である韓国慶尚南道副知事などの参加のもと、朝鮮通信使行列の再現などの記念事業が盛大に実施された。

県では、9月に岡山・韓国友好親善大使を任命し、韓国との幅広い交流を進めているところであり、今後、韓国慶尚南道との友好交流について、一層の推進に努めてまいりたい。

1 慶尚南道政務副知事による県知事表敬訪問等

(1) 県知事表敬訪問〔11月9日(金)〕

- ・慶尚南道政務副知事から慶尚南道訪問の招請
- ・両県道の今後一層の交流推進を確認

(2) 県内視察の実施〔11月9日(金)～10日(土)〕

- ・後樂園、瀬戸大橋、倉敷美観地区、海遊文化館など

2 朝鮮通信使訪日400周年記念事業

(1) 実施主体

- ① 名称：朝鮮通信使訪日400周年記念事業岡山県実行委員会
委員長：岡崎 彬(岡山商工会議所会頭)
- ② 構成団体：岡山県・岡山市・倉敷市・備前市・瀬戸内市・美作市・浅口市
在日本大韓国民団岡山県地方本部・アジア国際センター
岡山県日韓親善協会

(2) 事業概要

① 行列の再現

【岡山会場】〔11月10日(土)；岡山市新西大寺町商店街～シンフォニーホール前〕

- ・正使、副使、松雲大師役など約200名が行列に参加
- ・国書交換〔徳川将軍(県知事)と正使(慶尚南道政務副知事)〕

【牛窓会場】〔11月11日(日)；瀬戸内市牛窓町出島公園など〕

② 日韓善隣友好ふれあい交流の夕べ〔11月10日(土)；岡山ロイヤルホテル〕

- ・民族舞踊披露(密陽市中学生の民族舞踊・牛窓の唐子踊)
- ・構成団体(自治体)の観光PR

③ モニターツアー〔11月9日(金)～12日(月)〕

- ・韓国からマスコミ・エージェント8名、中学生等21名を招聘
- ・県内の観光施設等を視察(後樂園、瀬戸大橋、倉敷美観地区、海遊文化館など)



(11月9日：知事表敬訪問)



(11月9日：後樂園視察)



(11月10日：国書交換、天満屋前広場にて)



(11月10日：ふれあい交流の夕べ)

市行政区画等審議会の審議状況について

平成19年11月7日に開催された岡山市行政区画等審議会の審議状況については、次のとおりである。

1 審議の概要

事務局から、資料により、3区案、4区案の人口、区役所の候補施設・用地等のデータの説明があり、区割りを中心に議論がなされた。

2 主な意見

[4区割]

- ・ B区の区役所を西大寺に置くことに対して市民の反発があるため、B区を分割して4区案を検討することも必要ではないか。

[3区割]

- ・ 市民が区役所へ直接足を運ぶ機会が少ないのであれば、必ずしも4区に割る必要はない。支所の在り方・位置付けの明確化が必要。
- ・ 地域の歴史を重視すると言っても、どの時代まで勘案するのか。市の将来ビジョンを実現するためには、3区割りでのよいのではないか。
- ・ B区を分割すると、他をどうするかが議論となる。3区割りはバランスがよい。区割りが目的ではなく、住みよいまちを作ることが目的であり、小異を捨てて大同につくことが必要。
- ・ 政令市スタート時に地域間格差を生じさせないためにも、3区割りがベスト。

[その他]

- ・ 3区にするのであれば、母子・寡婦・高齢者等の福祉を考え、各種申請窓口等の設置が必要。

3 次回審議会の予定

次回審議会（11月19日）で、答申案について審議することとされた。

(参考) 審議会の開催状況

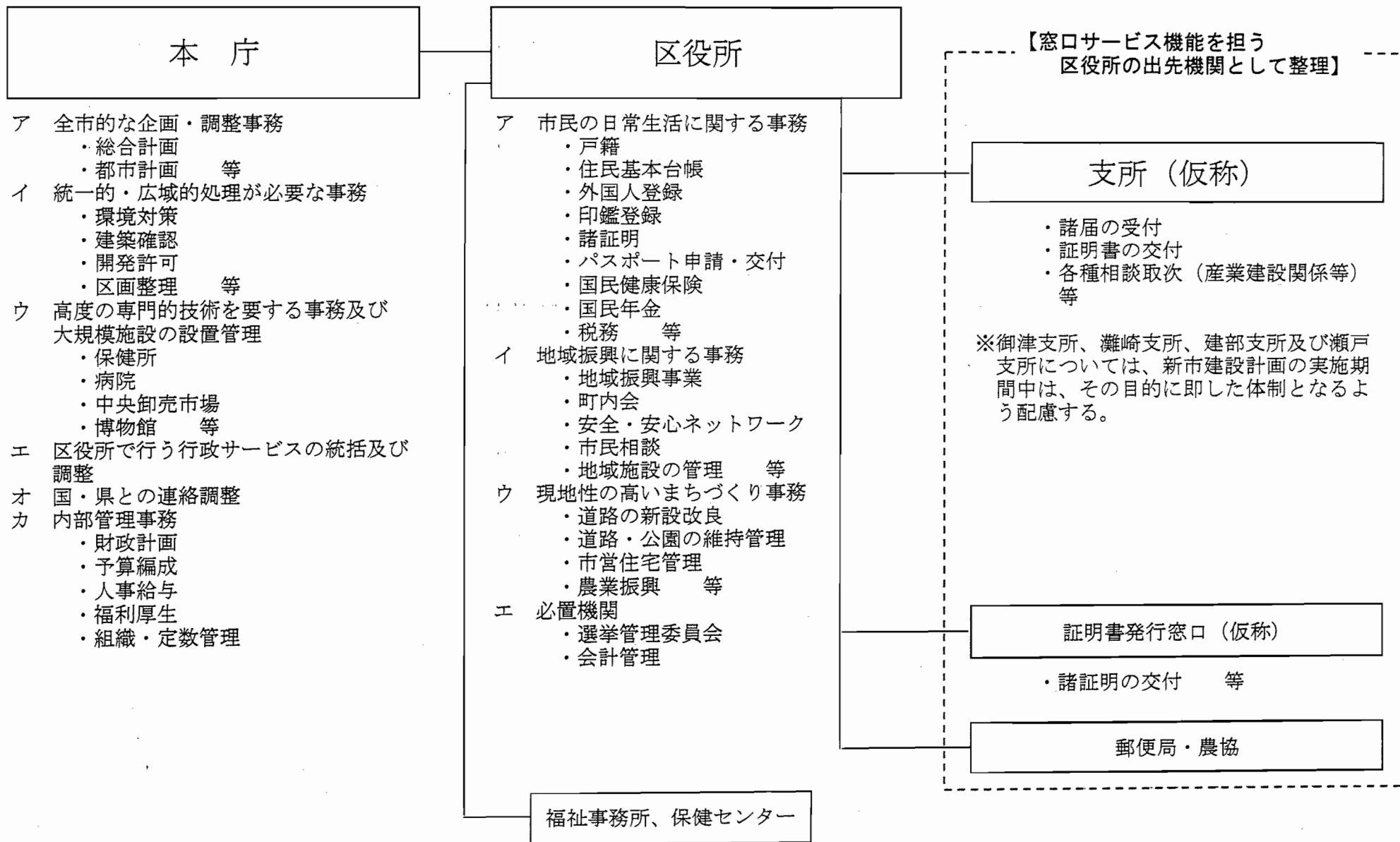
| | | |
|-----|--------|------------------|
| 第1回 | 7月17日 | |
| 第2回 | 7月24日 | |
| 第3回 | 8月24日 | ワーキンググループ作成の案を協議 |
| 第4回 | 8月30日 | 中間まとめ |
| 第5回 | 10月29日 | 市民説明会等の結果 |
| 第6回 | 11月7日 | |

第6回岡山市行政区画等審議会 会議資料

| | | | |
|-----|---------------|-------|----|
| I | 行政区機能の考え方について | | 1 |
| II | 行政区画の編成について | | 6 |
| III | 区役所位置について | | 14 |

I 行政区機能の考え方について

1 政令指定都市移行に伴う市組織機能について（検討素案）



2 区で行う主なサービス(検討素案)

| いずれの区役所・支所(仮称)でも手続きできます | |
|---------------------------------|---|
| 戸籍 住民票 外国人登録 印鑑登録 等 | <ul style="list-style-type: none"> ○戸籍の届出 ○住民票異動届 ○戸籍記載事項証明 ○住民票・戸籍附票の写し ○住民基本台帳カード申請・交付 ○印鑑登録 ○印鑑登録証明 ○外国人登録原票記載事項証明 ○自動車臨時運行許可 |
| 国民健康保険 国民年金 | <ul style="list-style-type: none"> ○国民健康保険加入脱退届 ○国民健康保険被保険者証の交付 ○国民健康保険高額療養費等の申請 ○国民健康保険葬祭費・出産育児一時金の申請 ○国民年金の裁定請求及び諸届 |
| 税務 | <ul style="list-style-type: none"> ○税関係の証明 ○税の納付 ○自己の固定資産税台帳の閲覧 ○原付・小型特殊の標識の交付 |
| 地域振興 | <ul style="list-style-type: none"> △町内会の法人化に関すること △安全・安心ネットワークに関すること (住所地以外の区役所では相談取次のみ) |
| 土木 建設 農業振興 | <ul style="list-style-type: none"> △市営住宅の管理に関すること |
| 福祉 保健 衛生 | <ul style="list-style-type: none"> ○児童手当の申請及び諸届 ○親子手帳の交付 ○健康手帳の交付 ○埋火葬許可 |
| 教育 | <ul style="list-style-type: none"> ○転居・転入等に伴う就学に関する手続き |

○支所(仮称)でも取り扱う業務

△支所(仮称)では相談取次となる業務

お住まいの区など特定の区役所・支所(仮称)でお願いします

| | |
|---------------------------------|---|
| 戸籍 住民票 外国人登録 印鑑登録 等 | ○外国人登録申請 |
| 土木 建設 農業振興 | △市道・農道等の境界設定 △道路等の占用許可 △公園の維持管理に関する事 △市道の維持修繕に関する事 △農道・用排水路・ため池等に関する事 |

□今までどおり福祉事務所や保健センターを主たる窓口とする主なサービス等

| | |
|----------|--|
| 福祉 保健 | □児童扶養手当の申請及び諸届 □介護保険の要介護認定申請 □ホームヘルプサービス・デイサービス・ショートステイの利用 □養護老人ホームへの入所申請 □身体障害者手帳・療育手帳の交付 □特別障害者手当 □障害児福祉手当 □障害者日常生活支援 (補装具購入費の支給、日常生活用具の給付、福祉タクシー助成等) □すこやか住宅リフォーム助成制度 □生活保護の申請 (お住まいの福祉事務所でお願ひします) □保育園入園申込 (希望保育園の担当福祉事務所でお願ひします。また、各園でも受け付けています) □1歳6か月児健康診査・3歳児健康診査・健康チェック・健康相談 □生活習慣病予防教室 □こころの健康相談 □特定疾患の申請 |
|----------|--|

※支所(仮称)では取り扱わない業務例・・・パスポートの申請・交付(いずれの区でも可)

・・・選挙人名簿の縦覧(居住区のみ)

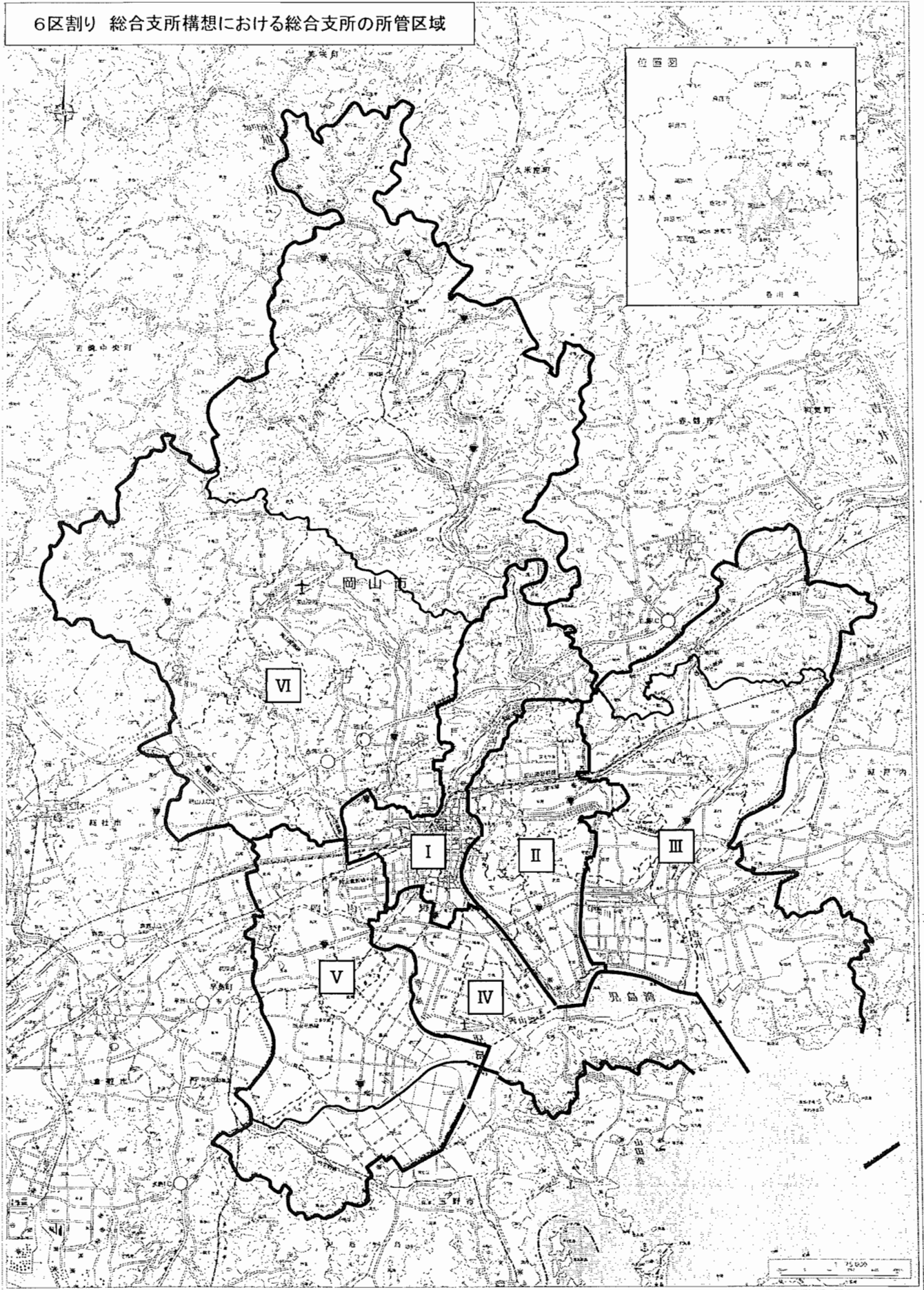
※本庁で一括して取り扱う業務例・・・開発許可申請、建築確認申請、市道認定、採石認可申請等

Ⅱ 行政区画の編成について

総合支所の区域(福祉区)

| 総合支所の区域(福祉区) | | I(中央) | II(東) | III(西大寺) | IV(南) | V(西) | VI(北) | 全体 |
|--------------------|-------------------|---------|---------|----------|---------|---------|---------|---------|
| 総人口 | 人 | 128,856 | 138,949 | 96,718 | 98,012 | 122,204 | 111,433 | 696,172 |
| 年少人口(15歳未満) | 人 | 13,892 | 21,126 | 14,585 | 16,122 | 19,886 | 14,920 | 100,531 |
| | 構成比(%) | 10.78 | 15.21 | 15.08 | 16.45 | 16.27 | 13.39 | 14.44 |
| 生産年齢人口 (15~64歳) | 人 | 88,850 | 91,606 | 60,947 | 65,539 | 81,560 | 71,693 | 460,195 |
| | 構成比(%) | 68.95 | 65.93 | 63.02 | 66.87 | 66.74 | 64.34 | 66.10 |
| 老年人口(65歳以上) | 人 | 25,018 | 25,739 | 21,127 | 15,780 | 20,134 | 24,464 | 132,262 |
| | 構成比(%) | 19.42 | 18.52 | 21.84 | 16.10 | 16.48 | 21.95 | 19.00 |
| 年齢不詳人口 | 人 | 1,096 | 478 | 59 | 571 | 624 | 356 | 3,184 |
| | 構成比(%) | 0.85 | 0.34 | 0.06 | 0.58 | 0.51 | 0.32 | 0.46 |
| 世帯数 | 世帯 | 67,274 | 56,407 | 33,405 | 38,592 | 43,728 | 43,428 | 282,834 |
| 一世帯当たり人口 | 人/世帯 | 1.92 | 2.46 | 2.90 | 2.54 | 2.79 | 2.57 | 2.46 |
| 面積 | km ² | 52.04 | 51.24 | 160.28 | 44.73 | 100.83 | 380.79 | 789.91 |
| 人口密度 | 人/km ² | 2,476.1 | 2,711.7 | 603.4 | 2,191.2 | 1,212.0 | 292.6 | 881.3 |
| 人口増加率(H12-H17) | % | 5.0 | 3.4 | 1.0 | 2.9 | 6.1 | 0.4 | 3.2 |
| 市街化区域 | km ² | 19.39 | 23.79 | 15.35 | 16.29 | 17.98 | 11.09 | 103.89 |
| 窓口 数 | 支所(本庁は含まない) | 0 | 0 | 3 | 1 | 6 | 6 | 16 |
| | 出張所・連絡所・サービスコーナー | 2 | 4 | 3 | 2 | 0 | 3 | 14 |
| | 委託等 | 5 | 0 | 2 | 3 | 1 | 3 | 14 |

6区割り 総合支所構想における総合支所の所管区域



この図は、国土交通省の委託で、国土院が作成したものである。資料は、平成 15 年 11 月 31 日現在のものである。

図例 西尾松本二河川治水事務所 資料番号 111
 1:25,000
 1:25,000

3区割り

中間まとめ

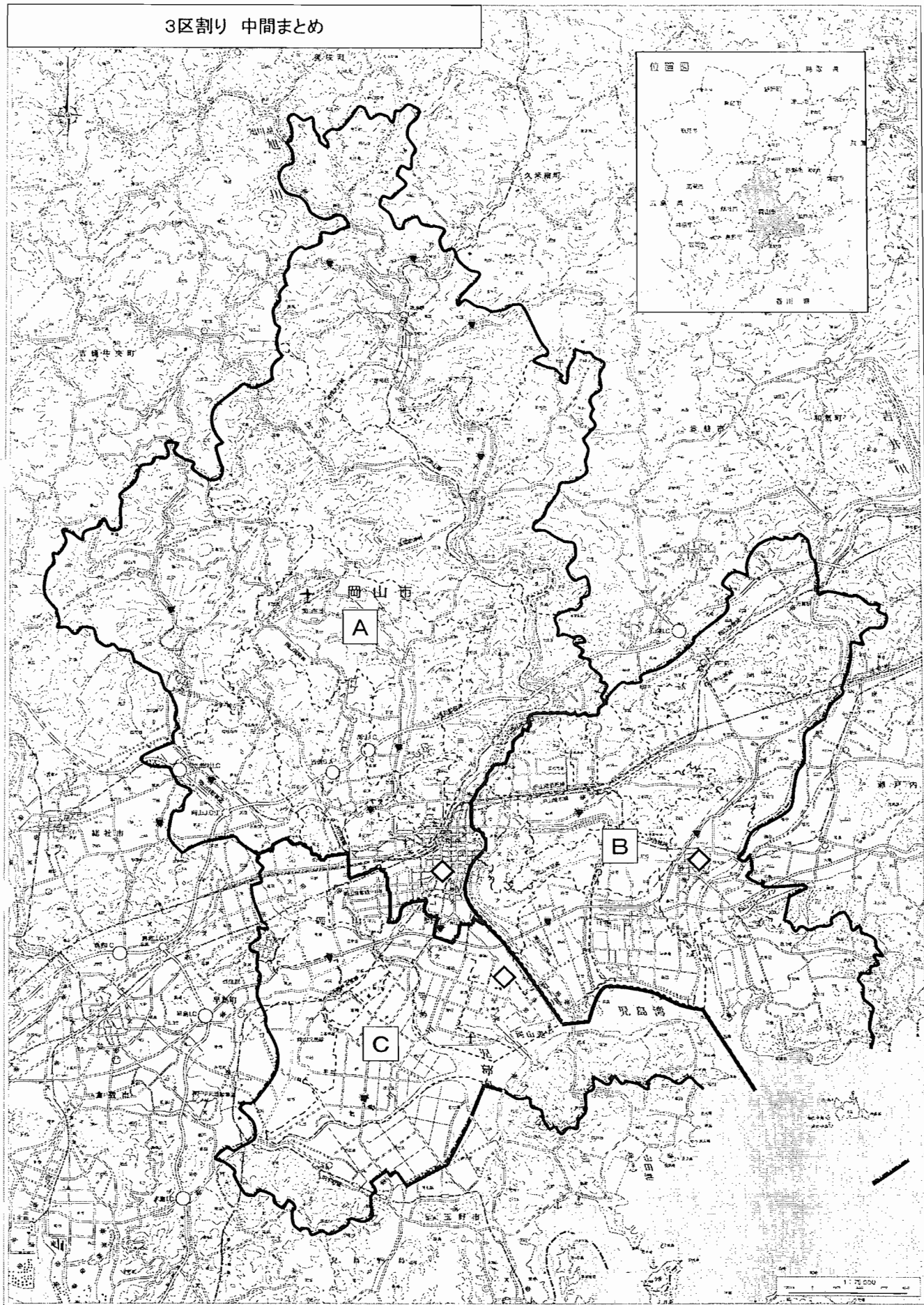
- ・市域を概ね、旭川の東を1つの区域、旭川の西を南北に2つの区域の3区に画する。
- ・区役所は、市庁舎等の一部、西大寺支所を活用する。
- ＊C区(仮称)の区役所は市において検討

| 中間まとめの行政区 | | A区(仮称) | B区(仮称) | C区(仮称) |
|--------------------|-------------------|-------------|----------------|------------|
| 総合支所の区域(福祉区) | | I(中央)+VI(北) | II(東)+III(西大寺) | IV(南)+V(西) |
| 総人口 | 人 | 240,289 | 235,667 | 220,216 |
| 年少人口 (15歳未満) | 人 | 28,812 | 35,711 | 36,008 |
| | 構成比(%) | 11.99 | 15.15 | 16.35 |
| 生産年齢人口 (15～64歳) | 人 | 160,543 | 152,553 | 147,099 |
| | 構成比(%) | 66.81 | 64.73 | 66.80 |
| 老年人口 (65歳以上) | 人 | 49,482 | 46,866 | 35,914 |
| | 構成比(%) | 20.60 | 19.89 | 16.31 |
| 年齢不詳人口 | 人 | 1,452 | 537 | 1,195 |
| | 構成比(%) | 0.60 | 0.23 | 0.54 |
| 世帯数 | 世帯 | 110,702 | 89,812 | 82,320 |
| 一世帯当たり人口 | 人/世帯 | 2.17 | 2.62 | 2.68 |
| 面積 | km ² | 432.83 | 211.52 | 145.56 |
| 人口密度 | 人/km ² | 555.2 | 1,114.2 | 1,512.9 |
| 人口増加率(H12-H17) | % | 2.8 | 2.4 | 4.6 |
| 市街化区域 | km ² | 30.48 | 39.14 | 34.27 |
| 窓 口 数 | 支所(本庁は含まない) | 6 | 3 | 7 |
| | 出張所・連絡所・サービスコーナー | 5 | 7 | 2 |
| | 委託等 | 8 | 2 | 4 |

| | | |
|-----------|-------|--------|
| 人口(最大/最小) | 1.09倍 | 1位/18市 |
| 面積(最大/最小) | 2.97倍 | 1位/18市 |

*18市:政令指定都市+岡山市

3区割り 中間まとめ



© 2003 株式会社 国土院 地図データ提供元: 株式会社 国土院 地図データ提供元: 株式会社 国土院

調製: 株式会社 国土院 印刷: 株式会社 国土院

◇ : 区役所 ※C区(仮称)については旧岡山南警察署の位置を記載

4区割り

中間まとめのB区(仮称)を概ね百間川で分割

- ・市域を概ね、旭川の東西に分割し、それぞれを2つの区域として4区に画する。
- ・区役所は、市庁舎等の一部、西大寺支所を活用する。

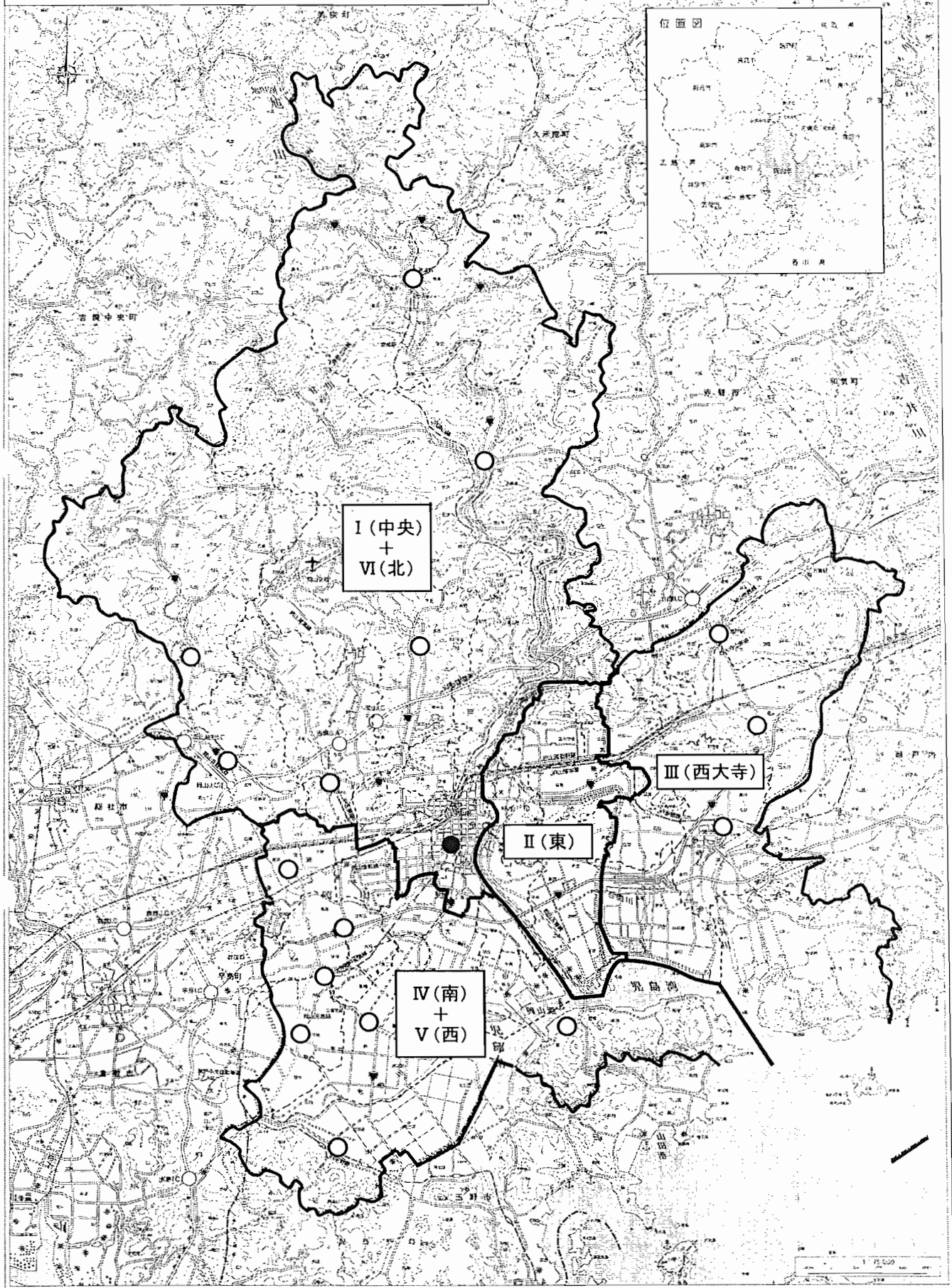
* C区(仮称)の区役所は市において検討、II区(東福祉区)の区役所は今後検討が必要

| 中間まとめの行政区 | | A区(仮称) | B区(仮称) | | C区(仮称) | |
|--------------------|-------------------|-------------|---------|----------|------------|---|
| 総合支所の区域(福祉区) | | I(中央)+VI(北) | II(東) | III(西大寺) | IV(南)+V(西) | |
| 総人口 | 人 | 240,289 | 138,949 | 96,718 | 220,216 | |
| 年少人口 (15歳未満) | 人 | 28,812 | 21,126 | 14,585 | 36,008 | |
| | 構成比(%) | 11.99 | 15.21 | 15.08 | 16.35 | |
| 生産年齢人口 (15~64歳) | 人 | 160,543 | 91,606 | 60,947 | 147,099 | |
| | 構成比(%) | 66.81 | 65.93 | 63.02 | 66.80 | |
| 老年人口 (65歳以上) | 人 | 49,482 | 25,739 | 21,127 | 35,914 | |
| | 構成比(%) | 20.60 | 18.52 | 21.84 | 16.31 | |
| 年齢不詳人口 | 人 | 1,452 | 478 | 59 | 1,195 | |
| | 構成比(%) | 0.60 | 0.34 | 0.06 | 0.54 | |
| 世帯数 | 世帯 | 110,702 | 56,407 | 33,405 | 82,320 | |
| 一世帯当たり人口 | 人/世帯 | 2.17 | 2.46 | 2.90 | 2.68 | |
| 面積 | km ² | 432.83 | 51.24 | 160.28 | 145.56 | |
| 人口密度 | 人/km ² | 555.2 | 2,711.7 | 603.4 | 1,512.9 | |
| 人口増加率(H12-H17) | % | 2.8 | 3.4 | 1.0 | 4.6 | |
| 市街化区域 | km ² | 30.48 | 23.79 | 15.35 | 34.27 | |
| 窓 口 数 | 支所(本庁は含まない) | か所 | 6 | 0 | 3 | 7 |
| | 出張所・連絡所・サービスコーナー | | 5 | 4 | 3 | 2 |
| | 委託等 | | 8 | 0 | 2 | 4 |

| | | |
|-----------|-------|---------|
| 人口(最大/最小) | 2.48倍 | 9位/18市 |
| 面積(最大/最小) | 8.45倍 | 11位/18市 |

* 18市:政令指定都市+岡山市

4区割り 中間まとめのB区(仮称)を概ね百間川で分割



1:75,000 地形図(国土地理院)を基に作成。河川は概ね1:25,000 地形図(国土地理院)のデータを使用。測量基準 平成 17 年 10 月 1 日

図例 自治体の境界線は点線、町界は短点線、村界は長点線、学区界は細点線、市界は太線、区界は粗点線、町界は細点線、村界は長点線、学区界は細点線、市界は太線、区界は粗点線

● : 本庁舎・保健福祉会館・分庁舎 ○ : 支所

政令指定都市における区の状況

| 都市名 | 区数 | 総人口 (人) | 区人口 (人) | | | 区面積 (km ²) | | |
|-------|----|------------|---------|---------|-------|------------------------|--------|-------|
| | | | 最大 | 最小 | 最大/最小 | 最大 | 最小 | 最大/最小 |
| 大阪市 | 24 | 2,628,811 | 200,678 | 54,174 | 3.70 | 20.77 | 4.37 | 4.75 |
| 名古屋市 | 16 | 2,215,062 | 216,545 | 63,608 | 3.40 | 45.67 | 7.72 | 5.92 |
| 京都市 | 11 | 1,474,811 | 285,419 | 42,464 | 6.72 | 291.95 | 6.82 | 42.81 |
| 横浜市 | 18 | 3,579,628 | 311,722 | 84,944 | 3.67 | 35.77 | 7.02 | 5.10 |
| 神戸市 | 9 | 1,525,393 | 243,637 | 103,791 | 2.35 | 240.31 | 11.48 | 20.93 |
| 北九州市 | 7 | 993,525 | 260,070 | 63,714 | 4.08 | 170.89 | 16.66 | 10.26 |
| 札幌市 | 10 | 1,880,863 | 272,877 | 112,783 | 2.42 | 657.23 | 24.38 | 26.96 |
| 川崎市 | 7 | 1,327,011 | 210,543 | 144,487 | 1.46 | 39.21 | 10.05 | 3.90 |
| 福岡市 | 7 | 1,401,279 | 274,481 | 128,663 | 2.13 | 95.88 | 15.16 | 6.32 |
| 広島市 | 8 | 1,154,391 | 219,343 | 76,656 | 2.86 | 353.35 | 15.34 | 23.03 |
| 仙台市 | 5 | 1,025,098 | 281,218 | 129,942 | 2.16 | 302.28 | 48.38 | 6.25 |
| 千葉市 | 6 | 924,319 | 184,637 | 112,850 | 1.64 | 84.21 | 21.16 | 3.98 |
| さいたま市 | 10 | 1,176,314 | 166,674 | 82,342 | 2.02 | 49.16 | 8.39 | 5.86 |
| 静岡市 | 3 | 713,723 | 262,764 | 208,055 | 1.26 | 1,073.32 | 72.89 | 14.73 |
| 堺市 | 7 | 830,966 | 157,068 | 39,133 | 4.01 | 40.44 | 10.48 | 3.86 |
| 新潟市 | 8 | 813,847 | 179,784 | 48,054 | 3.74 | 176.51 | 37.42 | 4.72 |
| 浜松市 | 7 | 804,032 | 244,953 | 37,520 | 6.53 | 944.00 | 44.23 | 21.34 |
| 岡山市 | 3 | 696,172 | 240,289 | 220,216 | 1.09 | 432.83 | 145.56 | 2.97 |
| | 4 | 696,172 | 240,289 | 96,718 | 2.48 | 432.83 | 51.24 | 8.45 |

平成17年国勢調査 *堺市、新潟市、浜松市、岡山市の区人口は各市公表数値
平成19年4月1日国土地理院調 (速報値。一部参考値)

Ⅲ 区役所位置について

区役所の候補施設・用地

①市又は市土地開発公社が所有する2,000㎡以上の土地で、現在行政目的がない、又は支障が少ない、若しくは近い将来使用できるもの

②説明会等で意見があったもの について掲載

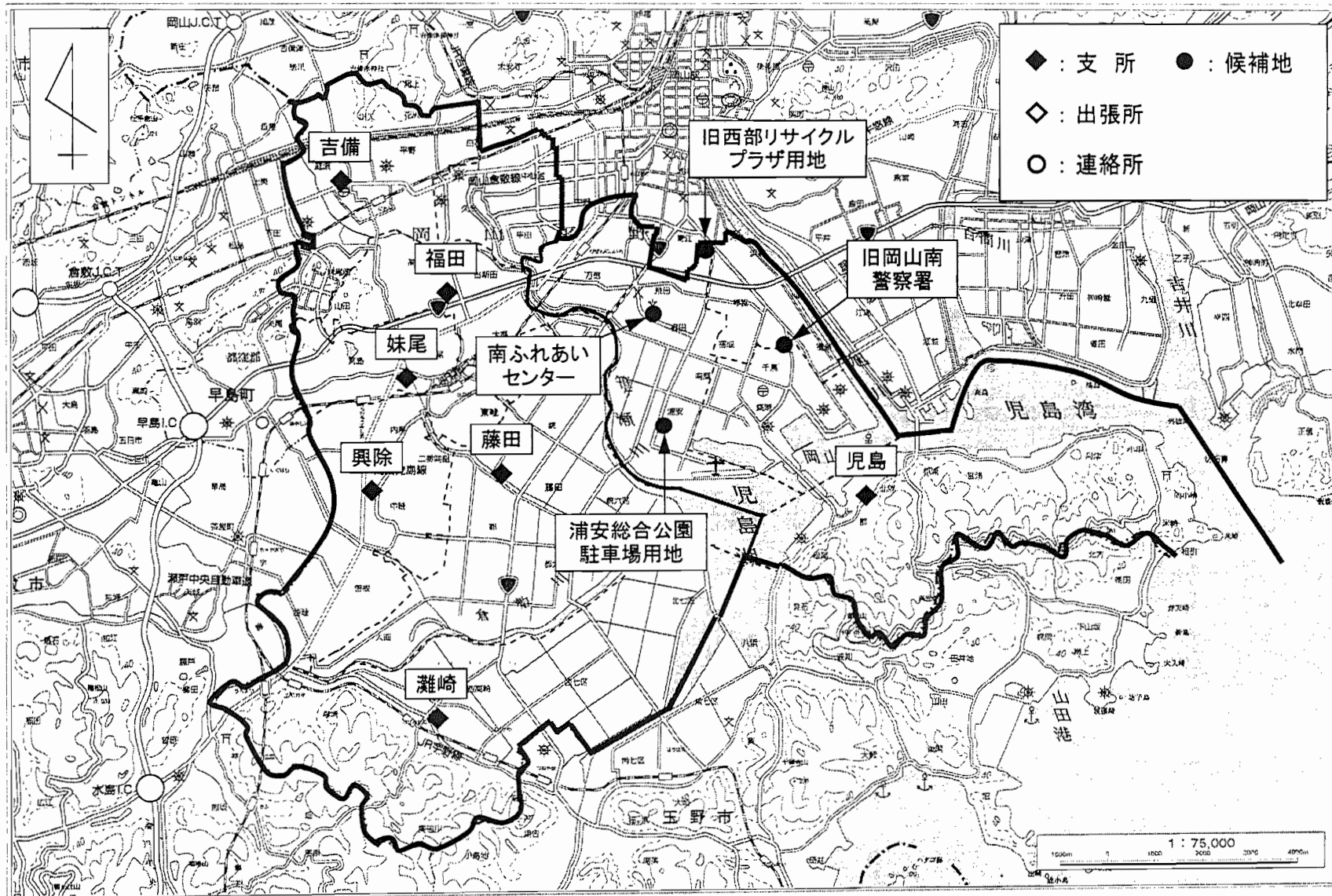
1 総合支所のⅡ区(東福社区)における区役所の候補施設・用地

| 候補施設・用地 | 施設の概況 | | 評価 | |
|---------------------------|-------|--------------------------------------|--------------------------------|---|
| 東部図書館用地 (高屋) | 所有者 | 岡山市土地開発公社 | 用地確保 | 区役所の敷地には狭い。接道も狭い。 公社有のため用地確保は容易。買戻し費用を要する。(簿価約2億48百万円) |
| | 現況 | 更地 | | |
| | 地積 | 2,448㎡ | | |
| | 用途地域 | 第1種中高層住居専用地域 | 施設 | 新設のための期間と経費を要する。 |
| | 交通 | 高屋東バス停(宇野) 下車徒歩 11~14分 57便 | 位置 | 北に寄りすぎており、東山、操南、富山中学校区は5km・30分圏内にない。 |
| | | 交通 | 操山南部へは不便。 | |
| | | その他 | 図書館整備計画との整合が必要。 | |
| 岡山ふれあいセンター駐車場 (桑野) | 所有者 | 岡山市 | 用地確保 | 市が所有しており、用地確保済み。面積も広い。 |
| | 現況 | 平面駐車場 | 施設 | 新設のための期間と経費を要する。(地盤補強を要する可能性あり) |
| | 地積 | 40,536㎡ ※建物部分を含む | | |
| | 用途地域 | 準工業地域 | | |
| | 交通 | 岡山ふれあいセンターバス停(両備) 下車徒歩 1分 40便 | 交通 | 操山北部へは不便。 |
| | | その他 | ふれあいセンター駐車場が狭くなる。指定管理者との協議が必要。 | |
| 東山プール駐車場 (赤坂本町) | 所有者 | 岡山市 | 用地確保 | 市が所有しており、用地確保済み。 区役所には敷地が狭く、形状も不整形である。 |
| | 現況 | 駐車場 | | |
| | 地積 | 約2,300㎡ | | |
| | 用途地域 | 近隣商業地域 第1種中高層住居専用地域 | 交通 | 操山北部へは不便。 |
| | 交通 | 網浜バス停(両備) 下車徒歩 1~4分 89便 | その他 | プールの駐車場が不足する可能性がある。指定管理者との協議が必要。 |
| RSKメディアコム (浜三丁目) | 所有者 | 民間 | 用地確保 | 民間施設のため、所有者との取得又は借用のための交渉期間及び費用を要する。 |
| | 現況 | オフィス・貸会議室等 | | |
| | 施設 | S58建 SRC造 延床 5,306㎡ | 施設 | 耐震補強を要せず、改修が容易。 |
| | 地積 | 約5,000㎡ | | 借用の場合、フロア確保や改修に制限が生じる可能性がある。 |
| | 用途地域 | 近隣商業地域 | | 入居者との調整を要する。 |
| | 交通 | 浜東メディアコム前バス停(岡電) 下車徒歩 3~6分 46便 | 位置 | 操南、富山中学校区は5km・30分圏内にない。 中環状線に面している。 |
| | | | 交通 | 操山南部へは不便。 |

2 総合支所のIV区(南福祉区)における区役所の候補施設・用地

| 候補施設・用地 | | 施設の概況 | | 評価 | |
|-------------------------------|---|-----------------------------------|-----|-------------------|---|
| 旧西部リサイクルプラザ用地 (豊成一丁目) | 所有者 | 岡山市土地開発公社 | | 用地確保 | 公社有のため用地確保は容易。買戻し費用を要する。(簿価約22億85百万円) H27.1.19まで事業用定期借地に供しており、それまでは利用できない。 |
| | 現況 | 住宅展示場(タホーム(株)) 事業用定期借地を設定 | | | |
| | 地積 | 6,504㎡ | | 施設 | 新設のための期間と経費を要する。 中環状線、国道2号線等の幹線に近い。 |
| | 用途地域 | 準工業地域 | | | |
| | 交通 | 十日市南バス停(岡電・両備)下車徒歩2~5分 234便 | | 位置 | 西福祉区のすべての中学校区は5km・30分圏内にない。 |
| | | | 交通 | 西福祉区へは不便。 | |
| 旧岡山南警察署 (三浜町一丁目) | 所有者 | 岡山県 | | 用地確保 | 県有施設のため、県との取得又は借用のための交渉期間及び費用を要する。 |
| | 現況 | 福島交番分駐所 | | | |
| | 施設 | S46建 RC造 延床1,708㎡ | | 施設 | 耐震補強及び増築、改修のための期間と経費を要する。新築より短期間・安価。 |
| | 地積 | 4,498㎡ | | | |
| | 用途地域 | 第1種住居地域 | | 位置 | 国道2号線等の幹線道路に近い。 西福祉区のすべての中学校区は5km・30分圏内にない。 反対の市民意見が多い。 |
| 交通 | 三浜町バス停(岡電) 下車徒歩2分 7便 機工センターバス停(岡電・両備)下車徒歩10~15分 52便 | | | | |
| | | | 交通 | 西福祉区へは不便。 | |
| 南ふれあいセンター (福田) | 所有者 | 岡山市 | | 用地確保 | 既存施設であり、確保済み。 増築、改修のための期間と経費を要する。新築より短期間・安価。 |
| | 現況 | 南ふれあいセンター | | | |
| | 施設 | H11建 RC造 延床7,382㎡ | | 施設 | 保健福祉機能との相乗効果が期待できる。 調整区域のため、開発に当たっての協議を要する。 |
| | 地積 | 6,989㎡ | | | |
| | 用途地域 | 市街化調整区域 | | 位置 | 国道30号線等の幹線道路に近い。 光南台中学校区及び西福祉区の中学校区(御南を除く)は5km・30分圏内にない。 |
| 交通 | 南ふれあいセンター(岡電)下車徒歩2~5分 4便 芳泉高入口(下電)下車徒歩9~12分 95便 | | | | |
| | | | 交通 | 西福祉区へは不便。 | |
| 浦安総合公園 駐車場用地 (浦安南町) | 所有者 | 岡山市土地開発公社 | | 用地確保 | 公社有のため用地確保は容易。買戻し費用を要する。(簿価約5億5百万円) |
| | 現況 | 臨時駐車場 (外環状線用地となる現駐車場の代替予定地) | | | |
| | 地積 | 11,569㎡ | | 施設 | 調整区域のため、開発に当たっての協議を要する。 新設のための期間と経費を要する。(地盤補強を要する可能性あり) |
| | 用途地域 | 市街化調整区域 | | | |
| | 交通 | カルチャーパーク前バス停(岡電・中鉄)下車徒歩10~15分 74便 | | 位置 | 外環状線に面する予定。 西福祉区の中学校区(藤田を除く)は5km・30分圏内にない。 |
| | | | 交通 | 西福祉区へは不便。 | |
| | | | その他 | 公園駐車場が不足する可能性がある。 | |

総合支所のIV区(南福社区)における区役所の候補施設・用地



岡山市の庁舎等の状況

| 総合支所の区域 (福祉区) | 施設等の概要 | | | | | |
|------------------|-------------|---------|----------|-------------|-----------------------|-----------------------|
| | 施設名 | 所在地 | 建築年月日 | 構造 | 延床面積(m ²) | 敷地面積(m ²) |
| I (中央) | 本庁舎 | 大供一丁目 | S43.6.30 | 鉄筋コンクリート造 | 27,596 | 10,913 |
| | 分庁舎 | 大供一丁目 | H14.3.29 | 鉄骨造 | 5,999 | 2,399 |
| | 保健福祉会館 | 鹿田町一丁目 | H10.3.31 | 鉄骨鉄筋コンクリート造 | 14,619 | 3,230 |
| II (東) | 岡山ふれあいセンター | 桑野 | H4.8.6 | 鉄骨鉄筋コンクリート造 | 13,248 | 40,536 |
| III (西大寺) | 西大寺支所庁舎 | 西大寺上二丁目 | S38.9.30 | 鉄筋コンクリート造 | 3,464 | 6,531 |
| | 西大寺ふれあいセンター | 西大寺中二丁目 | H8.5.20 | 鉄筋コンクリート造 | 6,103 | 7,302 |
| IV (南) | 南ふれあいセンター | 福田 | H11.2.10 | 鉄筋コンクリート造 | 7,382 | 6,989 |
| V (西) | 灘崎支所 | 灘崎町片岡 | S62.4.1 | 鉄骨造 | 2,036 | 6,737 |
| | | | S40.4.1 | 鉄筋コンクリート造 | 1,247 | |
| | 西ふれあいセンター | 妹尾 | H10.4.1 | 鉄筋コンクリート造 | 7,297 | 6,506 |
| VI (北) | 北ふれあいセンター | 谷万成二丁目 | H9.10.31 | 鉄筋コンクリート造 | 7,297 | 7,314 |

*各ブロック毎に、延床面積3千m²超の主な市有施設を掲載。

平成19年10月25日

岡山市行政区画等審議会
会長 千葉 喬 三 様

御津合併特例区協議会
会長 小坂 真 史



中間とりまとめ案に反対しA区案の分割を
求める決議のお伝えについて

秋涼の候、益々ご清祥のことお喜び申し上げます。また、平素は御津
地域に対しまして格別のご高配をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、10月22日行われました第35回御津合併特例区協議会にお
いて、政令市移行に伴う岡山市行政区画等審議会の中間とりまとめ案に
ついて、特例区委員の皆様から御津地域市民は反対であるとの意見が出
され、全会一致で別紙のとおり反対の決議を致しました。

どうか趣旨にご理解をいただき、区割り編成に反映していただくよう
切にお願い申し上げます。

行政区画編成の中間とりまとめ案に反対し

A区案の北部地域分割を求める決議

現在、岡山市においては平成21年4月の政令市移行を目指し、岡山市行政区画等審議会において行政区画の編成の中間とりまとめ案がなされ、当御津地域においても10月13日に区割りに関する市民説明会が開催されたところであります。

この中間とりまとめ案では、御津地域はA区に入り、区役所の位置が現在の本庁舎の位置とのことであります。A区は、B区やC区に較べ広大な市域を有し、特に御津地域や建部地域の併せ持つ広さはC区よりも約60平方キロメートルも広く、B区にほぼ匹敵する約200平方キロメートルの広さであります。そして、区役所から遠距離にあり中心部とは地域事情が異なる中山間地域であります。

言うまでもなく区制の目的は、各地域の実情と課題に対応したきめ細かい施策を行うためであります。しかしながら、現在の中間とりまとめ案では、区制の目的に対応した案とは言えず、私も周辺部の衰退と住民サービスが一層低下するのではないかと懸念しているところであります。また、政令指定都市を目指し、共に歩んできた合併地域として、合併の約束である「都市内分権型の行政の推進や住民サービスの低下を来たすことがないように配慮する」ことは当然履行されるものであると考えております。この中間とりまとめ案では、以上のことが反映されていないため、中間とりまとめ案に反対するとともに、A区案の北部地域を分割することを求め決議します。

平成19年10月22日

御津合併特例区協議会

平成19年10月29日

岡山市長 高谷 茂男 様

陵南学区連合町内会

区割り案の修正についての要望書

平素より、市長におかれましては市民福祉の向上、安全・安心のまちづくりにご尽力いただいておりますことに感謝と敬意を表します。

さて、この度の区割り審議会より、6福社区をベースに3区案が中間まとめとして示されています。

この6福社区はかつての総合支所構想（政令市を見据えた構想）のなかから決まったものであります。しかし、総合支所構想の線引きをめぐっては賛否が伯仲し、僅差で決まったと記憶しています。

陵南学区は総合支所の設置場所である岡山市古新田（福田学区）は交通の利便性、生活圏から言っても西区ではなく中央区への修正を強く要望いたしました。前述の通り、賛成多数で現在の6福社区の区割りが決まったところでありました。

そして、この度の区割り案では、福社区の南区と西区を一緒にしてC区とし、区役所は旧南警察署跡地に設置する予定であります。

私たち陵南学区として、連合町内会、各団体との合同会議を行い、協議し、全会一致で反対していくことを決定しました。また、住民の多数の声も反対であります。

理由としては、①区役所までの直通の公共交通機関がなく利便性が悪い。②区役所まで距離遠い。③陵南学区にとってマイナス面が多い等であります。

以上の点から陵南学区は、C区ではなく本庁が区役所となる予定のA区へ修正をしていただきたく要望いたします。